

新株式発行並びに株式売出届出目論見書

平成29年10月



サインポスト株式会社

1 この届出目論見書により行うブックビルディング方式による株式355,300千円(見込額)の募集及び株式264,000千円(見込額)の売出し(引受人の買取引受による売出し)並びに株式102,300千円(見込額)の売出し(オーバーアロットメントによる売出し)については、当社は金融商品取引法第5条により有価証券届出書を平成29年10月17日に関東財務局長に提出しておりますが、その届出の効力は生じておりません。

したがって、募集の発行価格及び売出しの売出価格等については今後訂正が行われます。

なお、その他の記載内容についても訂正されることがあります。

2 この届出目論見書は、上記の有価証券届出書に記載されている内容のうち「第三部 特別情報」を除いた内容と同一のものであります。

新株式発行並びに株式売出届出目論見書

サインポスト株式会社

東京都中央区日本橋本町四丁目12番20号

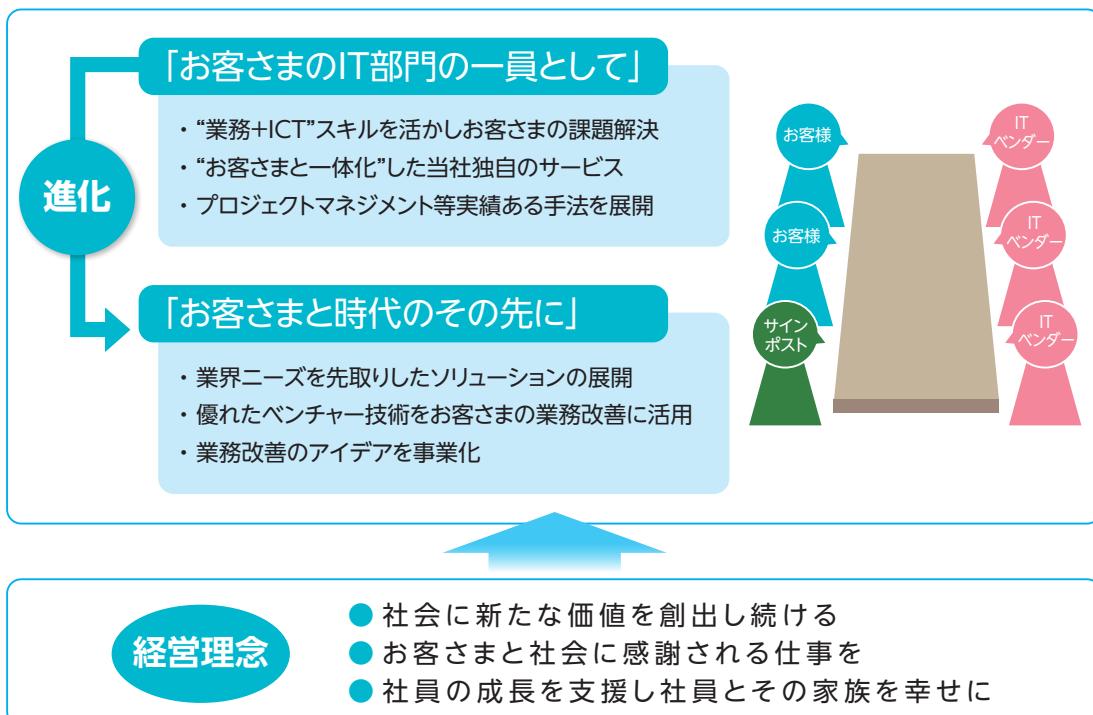
本ページ及びこれに続く写真・図表等は、当社の概況等を要約・作成したものであります。詳細は、本文の該当ページをご参照ください。

1. 事業の概況

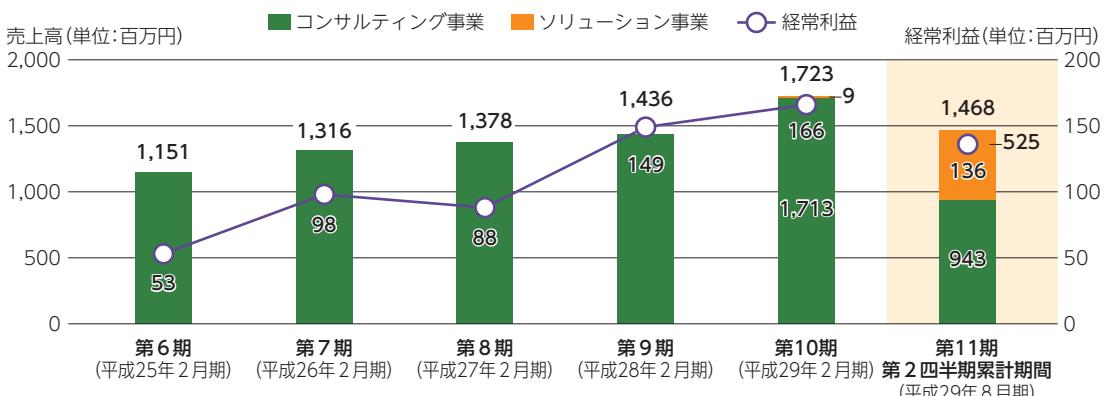
当社は、「お客様のIT部門の一員」として、顧客企業の経営目標の達成に向け、経営課題の解決に役立つ「道しるべ」を示し、それを実行することを企業ミッションとしております。

業務・業界及び顧客企業の経営課題を的確に把握し、各企業の状況に即した具体的な解決策を示し、顧客企業の立場になって実行しております。

また、先端ICT技術（情報・通信に関する技術）を活用することで、これまでに無かった新しい課題解決方法を創り出し、顧客企業の業務効率化と低コスト化を実現するサービスの開発と提供を行っております。



■ 売上高と経常利益の構成



(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

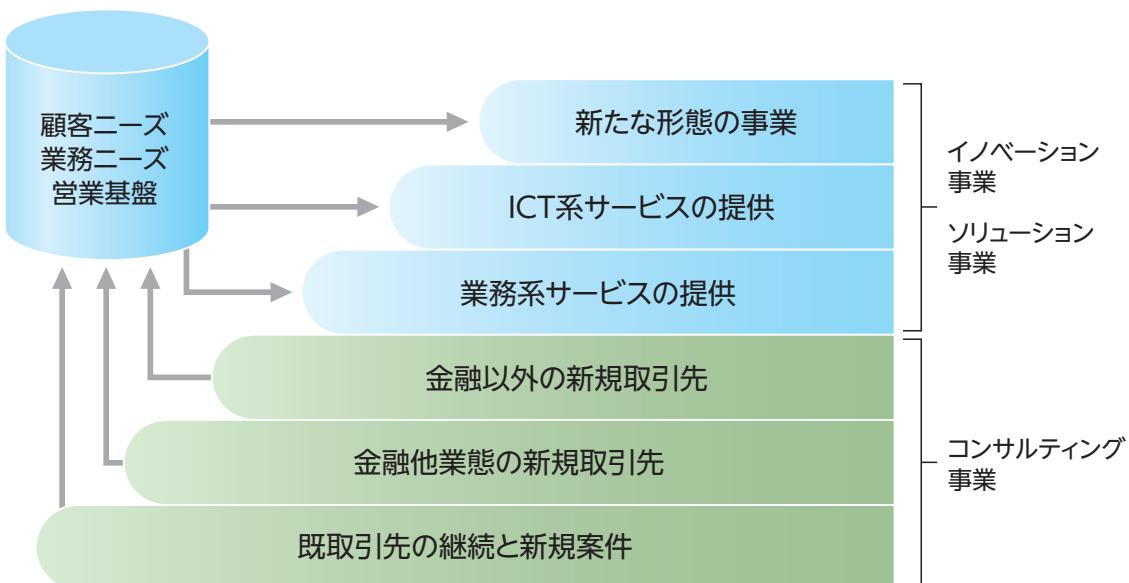
2. 第6期、第7期及び第8期の数値については、「会社計算規則」(平成18年法務省令第13号)に基づき算出しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定による監査証明は受けておりません。

2. 事業の内容

当社の事業は、「コンサルティング事業」、「ソリューション事業」、「イノベーション事業」の三つの事業セグメントから成り立っており、会社全体としては、各事業が相互に関連性を持ちながら展開をしていく事業構成になっております。

コンサルティング事業による安定的な事業運営をベースとして、コンサルティング事業で培った顧客ニーズの把握や業務ナレッジ及び営業基盤を活かしながら、新たなサービスの提供や他業態に對してサービスを提供するソリューション事業とイノベーション事業を展開しております。

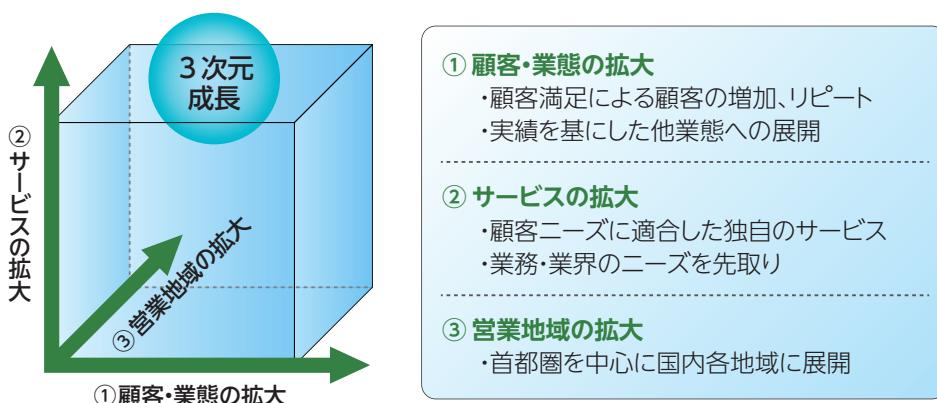
なお、イノベーション事業においては、平成29年9月30日時点で売上高の計上には至っておりません。



当社の成長戦略としましては、以下の①～③の三つの方向からなる三次元での成長を志向しております。

基軸となる金融業界内の顧客層を拡大しつつ、その実績を基にした他業態への事業展開を行うこと。また、顧客との継続的なリレーションを活かしてニーズに即した新たなサービスを開発しつつ、業務・業界のニーズを先取りした新サービスの開発をおこなっております。

営業地域につきましては、本社のある首都圏を中心にしながらも東北・北信越・関東・東海・関西・九州・沖縄に事業展開を行っております。



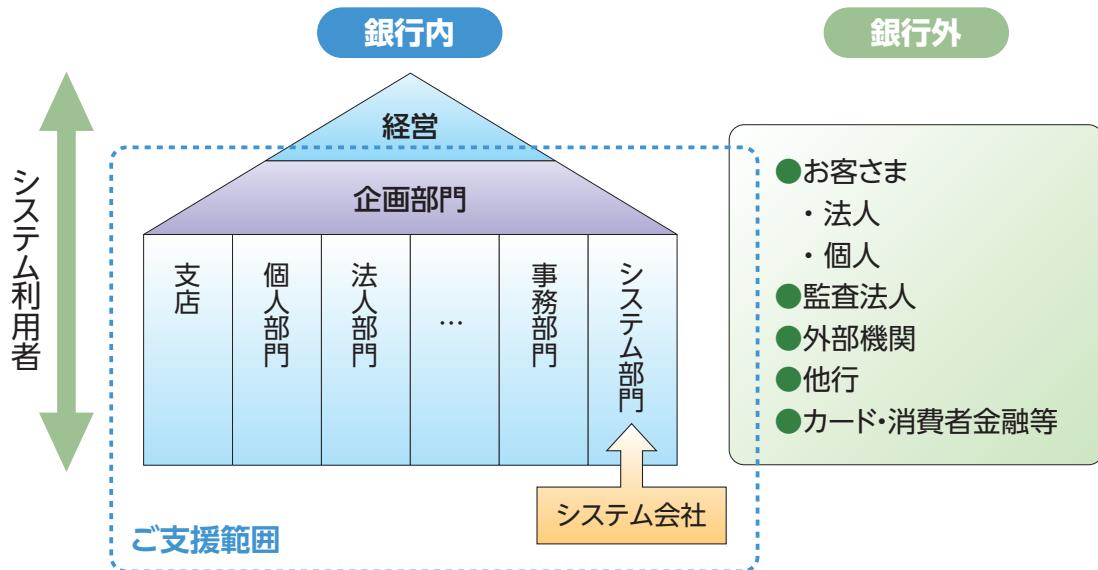
1. コンサルティング事業

当社のコンサルティング事業は、社会インフラであることから情報システムに対する品質への要求水準が一般企業と比べて高い金融機関及び公共機関向けに業界を絞り、専門性を高めたサービスを展開しております。

当社は、第三者的な立場ではなく顧客企業の組織の一員（＝当事者）として、情報化戦略、システム化構想、業務改善等を提案し、システムの企画・設計・開発・運用の実行支援やマネジメント支援を通じて、問題解決まで主体的に対策を実行する点に特徴と優位性があると考えております、顧客企業の課題解決に貢献しております。

また、当社はシステム部門のみならず、顧客企業の経営や各業務部門から顧客企業外の関係者の対応まで幅広く支援することで顧客企業の課題を本質的に解決し課題解決に必要となる全領域を幅広く支援することから、数年間に渡って取引を継続する顧客先が存在しております。

当社のご支援範囲



＜当社コンサルティングサービスの特長＞

社会インフラである金融機関における情報システムの障害は、社会に与える影響が大きいため、システム構成やシステム管理、システム構築プロジェクトは、信頼性と安全性を確保することが必要不可欠となっております。

当社では、同業界での実務経験者を数多く採用するとともに、各現場で実施した実務経験をSCF (Signpost Consulting Framework : 当社固有のコンサルティング方法論) として体系化し利用するほか、社員教育に活用することで当社サービスの品質を維持・向上しております。また、当社が積み重ねてきた知的資産 (サインポストDB) を活用し、サービスを高度化することで他社との差別化を実現しており、プロジェクトマネジメント支援とIT部門支援を主なコンサルティングサービスとして提供しております。

また、公共機関には、業務分析手法や情報システム技術に関する専門的な知識を有し独立性・中立性を有する外部専門家としての役割を担うCIO補佐官（情報化統括責任者補佐官）としてのサービスを提供しております。

2. ソリューション事業

当社は、コンサルティング事業において多くの金融機関と取引実績を有しているため、金融機関の経営層から担当者層までの幅広い生の声の収集が可能であり、顧客の抱える業務的な問題・課題を認識しております。これらの業務的な問題・課題を解決するために、ベンチャー企業等が有する先端技術を応用し、「企業向けのフィンテック（金融におけるITテクノロジー）」として新たなサービスを提供しております。

<主なソリューションの説明>

①バッチ処理高速化（ユニケージ）

バッチ処理とは、一定期間蓄積した大量データをシステムで一括処理することであり、給与振込や帳表出力等金融機関では多く使われる処理方式になります。日々増大する大量データの処理を決められた時間内に遅滞なく実施することは金融機関共通の業務課題となっております。

当ソリューションは、このバッチ処理を5倍から10倍以上高速に処理する技術であります。また、システムの構築に要する開発工数を従来技術の約半分で開発可能であるため開発コストの削減が可能となり、金融機関のバッチ処理に幅広く適用できる可能性があります。

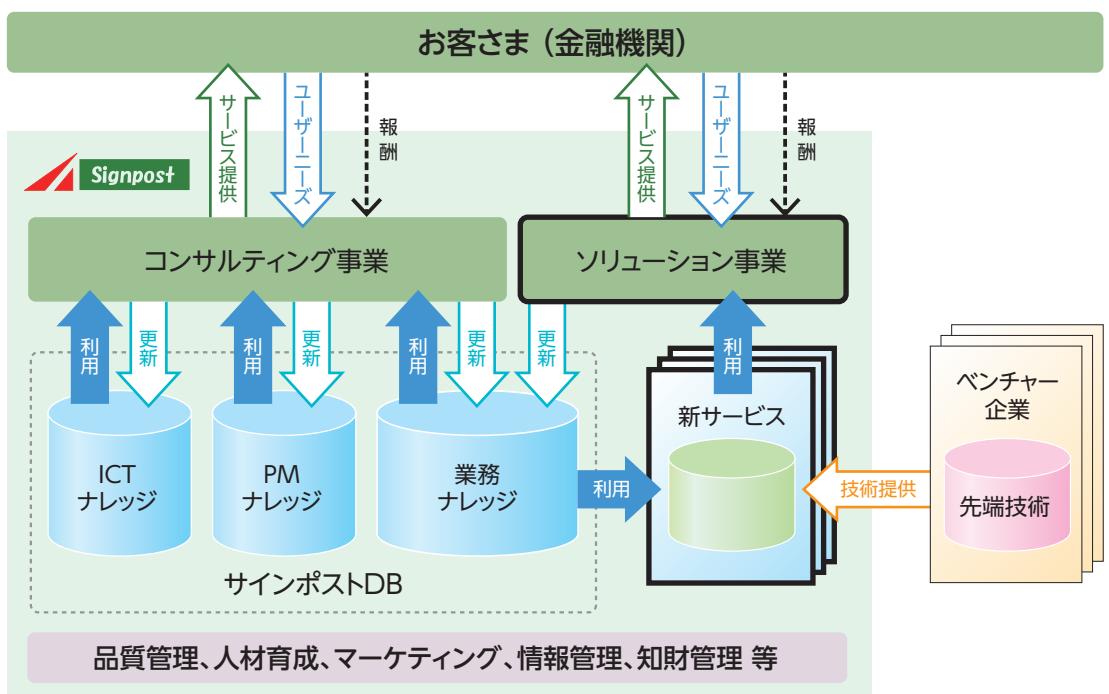
当社では、本技術を活用して金融機関等のお客さまのニーズに合わせたバッチ処理高速化システムを開発し納入しております。

②事業性評価サービス

経済産業省等が提唱する地方創生に向けた取組みとして、地方銀行等が各地域の企業の成長を資金面から促すために各企業の現在から将来に亘る事業性そのものを評価し、担保等に依存することなく融資を実行することが求められております。

当サービスは、金融機関が行う企業の事業性評価を支援する仕組みで、各業種毎の企業への質問事項等が整理されており、質問の回答から事業課題や対策等がレポート出力し提供するサービスとなっております。

現在、当社コンサルティング事業の顧客等への営業活動を行っており、今後も全国の地方銀行等への営業活動を実施してまいります。



3. イノベーション事業

当社は、先端ICT技術を用いて様々な社会問題を解決するため、従来の金融機関及び公共機関にとどまらないイノベーション事業に取り組んでおります。

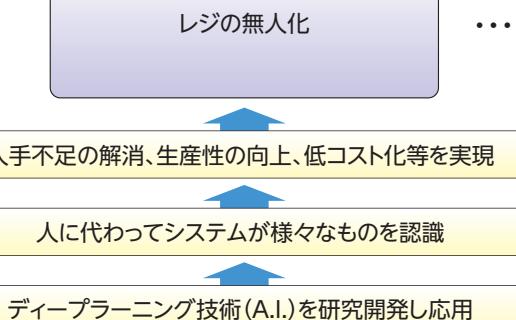
人工知能（A.I.）のひとつであるディープラーニングを応用した製品開発を国立大学法人電気通信大学との産学連携により行っており、多量の商品画像等のビッグデータをハンドリングすることで商品そのものを自動識別し精算が可能なレジスター「ワンダーレジ」を平成29年3月にマスコミに発表しております。

「ワンダーレジ」はカメラを搭載した箱型のレジで、来店客が並べた商品をレジ内のカメラで読み取り、当社が独自に開発したA.I.がレジ内部の商品を自動識別し、商品点数と合計金額を瞬時に計算するものです。

バーコードリーダーにより商品をひとつずつシリアルに精算するのではなく、複数の商品を高速に一括で精算することにより、従来のレジに比べ格段に精算時間を短縮することを目指しております。これらの機能が実現することにより、当製品はコンビニエンスストア等小売店の人手不足の解消や買物客のレジ待ち時間の短縮を図ることが可能になると考えております。

平成29年9月30日時点においては売上高の計上には至っておりませんが、国立大学法人電気通信大学内の生協において性能確認を開始しております。

また、当A.I.技術を発展させ、スーパー・マーケットやディスカウントストア等の大型店舗における人手不足の解消や買物客のレジ待ち時間の短縮を目的に、「スーパー・ワンダーレジ」の研究開発を進めております。



Wonder Register™ ー世界初 A.I.搭載レジスターー



期待される効果

- レジ待ち時間短縮
- 人手不足解消
- 一括認識で会計時間短縮

3. 業績等の推移

主要な経営指標等の推移

回次	第6期	第7期	第8期	第9期	第10期	第11期 第2四半期
決算年月	平成25年2月	平成26年2月	平成27年2月	平成28年2月	平成29年2月	平成29年8月
売上高 (千円)	1,151,294	1,316,196	1,378,996	1,436,014	1,723,059	1,468,901
経常利益 (千円)	53,184	98,980	88,611	149,301	166,751	136,498
当期(四半期)純利益 又は当期純損失(△) (千円)	30,569	△33,177	60,625	105,079	106,652	99,252
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	—	—	—	—	—	—
資本金 (千円)	90,000	90,000	100,000	100,000	113,600	113,600
発行済株式総数 (株)	16,800	16,800	19,300	19,300	22,460	2,246,000
純資産額 (千円)	182,758	133,702	213,068	315,253	406,085	482,877
総資産額 (千円)	716,132	614,556	903,557	1,071,891	1,228,087	1,377,461
1株当たり純資産額 (円)	10,008.29	7,958.47	11,039.80	163.34	180.80	—
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額) (円)	75.00 (—)	75.00 (—)	150.00 (—)	2,200.00 (—)	1,000.00 (—)	— (—)
1株当たり当期(四半期)純利益金額 又は当期純損失金額(△) (円)	1,819.61	△1,974.83	3,282.18	54.45	50.16	44.19
潜在株式調整後 1株当たり当期(四半期)純利益金額 (円)	—	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	23.5	21.7	23.6	29.4	33.1	35.1
自己資本利益率 (%)	19.9	—	35.0	39.8	29.6	—
株価収益率 (倍)	—	—	—	—	—	—
配当性向 (%)	4.1	—	4.6	40.4	19.9	—
営業活動によるキャッシュ・フロー(千円)	—	—	—	93,309	△257,810	544,050
投資活動によるキャッシュ・フロー(千円)	—	—	—	△3,106	△28,326	△1,146
財務活動によるキャッシュ・フロー(千円)	—	—	—	30,284	△71,770	△9,400
現金及び現金同等物の期末(四半期末)残高(千円)	—	—	—	778,082	420,174	953,678
従業員数 (名)	51	57	66	72	78	86

(注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 第7期の当期純損失の計上は、子会社清算等によるものであります。
4. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社を有していないため、記載しておりません。
5. 平成29年7月31日付け株式分割(株式1株につき100株)が行われ、発行済株式総数は2,246,000株となっております。
6. 潜在株式調整後1株当たり当期(四半期)純利益金額については、新株予約権の残高はありますが、当社株式が非上場であり、期中平均株価が把握できなかったため記載しておりません。
7. 第7期の自己資本利益率及び配当性向については、当期純損失を計上しているため、記載しておりません。
8. 株価収益率は当社株式が非上場であるため記載しておりません。
9. 第6期、第7期及び第8期については、キャッシュ・フロー計算書を作成しておりませんので、キャッシュ・フローに係る各項目については記載しております。
10. 従業員数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。)であり、臨時雇用者数は、従業員数の100分の10未満であるため、記載を省略しております。
11. 前事業年度(第9期)及び当事業年度(第10期)の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任あずさ監査法人により監査を受けております。なお、第11期第2四半期の四半期財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任あずさ監査法人による四半期レビューを受けております。
なお、第6期、第7期及び第8期の数値については、「会社計算規則」(平成18年法務省令第13号)に基づき算出しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定による監査証明は受けておりません。
12. 平成29年7月18日開催の取締役会決議により、平成29年7月31日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っておりますが、第9期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期(四半期)純利益金額を算定しております。
13. 平成29年7月31日付で普通株式1株につき100株に株式分割を行っております。
そこで、東京証券取引所自主規制法人(現・日本取引所自主規制法人)の引受担当者宛通知「『新規上場申請のための有価証券報告書(Iの部)』の作成上の留意点について」(平成24年8月21日付東証上審第133号)に基づき第6期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると以下のとおりとなります。
なお、第6期、第7期及び第8期の数値(1株当たり配当額についてはすべての数値)については、有限責任あずさ監査法人の監査を受けておりません。

回次	第6期	第7期	第8期	第9期	第10期	第11期 第2四半期
決算年月	平成25年2月	平成26年2月	平成27年2月	平成28年2月	平成29年2月	平成29年8月
1株当たり純資産額 (円)	100.08	79.58	110.40	163.34	180.80	—
1株当たり当期(四半期)純利益金額 又は当期純損失金額(△) (円)	18.20	△19.75	32.82	54.45	50.16	44.19
潜在株式調整後 1株当たり当期(四半期)純利益 (円)	—	—	—	—	—	—
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額) (円)	0.75 (—)	0.75 (—)	1.50 (—)	22.00 (—)	10.00 (—)	— (—)

売上高



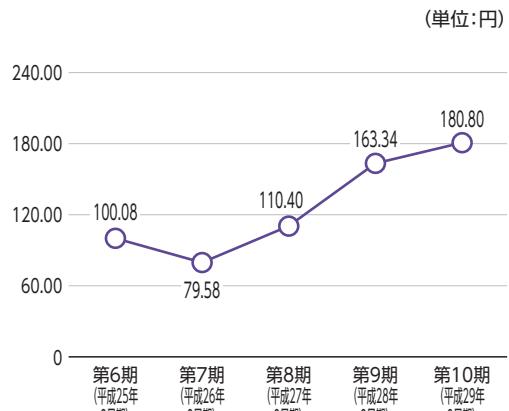
純資産額/総資産額



経常利益



1株当たり純資産額



当期(四半期) 純利益又は当期純損失 (△)



1株当たり当期(四半期) 純利益金額 又は当期純損失金額 (△)



(注) 当社は、平成29年7月31日付で株式1株につき100株の株式分割を行っております。上記「1株当たり純資産額」「1株当たり当期(四半期) 純利益金額又は当期純損失金額(△)」の各グラフでは、第6期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定した場合の1株当たり指標の数値を記載しております。

目 次

頁

【表紙】	1
第一部 【証券情報】	2
第1 【募集要項】	2
1 【新規発行株式】	2
2 【募集の方法】	3
3 【募集の条件】	4
4 【株式の引受け】	5
5 【新規発行による手取金の使途】	6
第2 【売出要項】	7
1 【売出株式(引受人の買取引受による売出し)】	7
2 【売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)】	8
3 【売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)】	9
4 【売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)】	10
【募集又は売出しに関する特別記載事項】	11
第二部 【企業情報】	13
第1 【企業の概況】	13
1 【主要な経営指標等の推移】	13
2 【沿革】	15
3 【事業の内容】	16
4 【関係会社の状況】	20
5 【従業員の状況】	20
第2 【事業の状況】	21
1 【業績等の概要】	21
2 【生産、受注及び販売の状況】	23
3 【対処すべき課題】	24
4 【事業等のリスク】	25
5 【経営上の重要な契約等】	26
6 【研究開発活動】	27
7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	28
第3 【設備の状況】	33
1 【設備投資等の概要】	33
2 【主要な設備の状況】	33
3 【設備の新設、除却等の計画】	33

第4 【提出会社の状況】	34
1 【株式等の状況】	34
2 【自己株式の取得等の状況】	49
3 【配当政策】	49
4 【株価の推移】	49
5 【役員の状況】	50
6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】	53
第5 【経理の状況】	59
1 【財務諸表等】	60
第6 【提出会社の株式事務の概要】	104
第7 【提出会社の参考情報】	105
1 【提出会社の親会社等の情報】	105
2 【その他の参考情報】	105
第四部 【株式公開情報】	106
第1 【特別利害関係者等の株式等の移動状況】	106
第2 【第三者割当等の概況】	107
1 【第三者割当等による株式等の発行の内容】	107
2 【取得者の概況】	109
3 【取得者の株式等の移動状況】	111
第3 【株主の状況】	112
監査報告書	卷末

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成29年10月17日

【会社名】 サインポスト株式会社

【英訳名】 Signpost Corporation

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 蒲原 寧

【本店の所在の場所】 東京都中央区日本橋本町四丁目12番20号

【電話番号】 03-5652-6031

【事務連絡者氏名】 取締役 コーポレート本部長
西島 雄一

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区日本橋本町四丁目12番20号

【電話番号】 03-5652-6031

【事務連絡者氏名】 取締役 コーポレート本部長
西島 雄一

【届出の対象とした募集(売出)有価証券の 株式種類】

【届出の対象とした募集(売出)金額】 募集金額
ブックビルディング方式による募集 355,300,000円
売出金額
(引受人の買取引受による売出し)
ブックビルディング方式による売出し 264,000,000円
(オーバーアロットメントによる売出し)
ブックビルディング方式による売出し 102,300,000円
(注) 募集金額は、有価証券届出書提出時における見込額(会社法上の払込金額の総額)であり、売出金額は、有価証券届出書提出時における見込額であります。

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

種類	発行数(株)	内容
普通株式	190,000 (注) 2	完全議決権株式であり、株主としての権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。単元株式数は100株であります。

- (注) 1. 平成29年10月17日開催の取締役会決議によっております。
2. 発行数については、平成29年10月31日開催予定の取締役会において変更される可能性があります。
3. 当社は、いちよし証券株式会社に対し、上記引受株式数のうち、20,000株を上限として、福利厚生を目的に、当社従業員持株会を当社が指定する販売先（親受け先）として要請する予定であります。
なお、親受けは、日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則」に従い、発行者が指定する販売先への売付け（販売先を示唆する等実質的に類似する行為を含む。）であります。
4. 当社の定める振替機関の名称及び住所は、以下のとおりであります。
名称：株式会社証券保管振替機構
住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
5. 上記とは別に、平成29年10月17日開催の取締役会において、いちよし証券株式会社を割当先とする当社普通株式46,500株の第三者割当増資を行うことを決議しております。
なお、その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。

2 【募集の方法】

平成29年11月10日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者(以下「第1 募集要項」において「引受人」という。)は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(発行価格)で募集(以下「本募集」という。)を行います。引受価額は平成29年10月31日開催予定の取締役会において決定される会社法上の払込金額以上の価額となります。引受人は払込期日までに引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所(以下「取引所」という。)の定める「有価証券上場規程施行規則」第233条に規定するブックビルディング方式(株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格または売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。)により決定する価格で行います。

区分	発行数(株)	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
入札方式のうち入札による募集	—	—	—
入札方式のうち入札によらない募集	—	—	—
ブックビルディング方式	190,000	355,300,000	192,280,000
計(総発行株式)	190,000	355,300,000	192,280,000

- (注) 1. 全株式を引受人の買取引受けにより募集いたします。
2. 上場前の公募増資を行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
3. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、有価証券届出書提出時における見込額であります。
4. 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金であり、平成29年10月17日開催の取締役会決議に基づき、平成29年11月10日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額(見込額)の2分の1相当額を資本金に計上することを前提として算出した見込額であります。
5. 有価証券届出書提出時における想定発行価格(2,200円)で算出した場合、本募集における発行価格の総額(見込額)は418,000,000円となります。
6. 本募集並びに「第2 売出要項 1 売出株式(引受人の買取引受による売出し)」及び「2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)」における「引受人の買取引受による売出し」にあたっては、需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。
なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「第2 売出要項 3 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)」及び「4 売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)」をご参照下さい。
7. 本募集に関するロックアップに関する合意がなされております。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照下さい。

3 【募集の条件】

(1) 【入札方式】

① 【入札による募集】

該当事項はありません。

② 【入札によらない募集】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

発行価格 (円)	引受価額 (円)	払込金額 (円)	資本 組入額 (円)	申込 株数単位 (株)	申込期間	申込 証拠金 (円)	払込期日
未定 (注) 1	未定 (注) 1	未定 (注) 2	未定 (注) 3	100	自 平成29年11月14日(火) 至 平成29年11月17日(金)	未定 (注) 4	平成29年11月20日(月)

(注) 1. 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたします。

発行価格は、平成29年10月31日に仮条件を決定し、当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、平成29年11月10日に引受価額と同時に決定する予定であります。

仮条件は、事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見その他を総合的に勘案して決定する予定であります。

需要の申込みの受け付けに当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。

2. 払込金額は、会社法上の払込金額であり、平成29年10月31日開催予定の取締役会において決定される予定であります。また、「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格と会社法上の払込金額及び平成29年11月10日に決定される予定の引受価額とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

3. 資本組入額は、1株当たりの増加する資本金であり、平成29年10月17日開催の取締役会において、増加する資本金の額は平成29年11月10日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとすること、及び増加する資本準備金の額は資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする旨、決議しております。

4. 申込証拠金は、発行価格と同一の金額とし、利息をつけません。申込証拠金のうち引受価額相当額は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。

5. 株式受渡期日は、平成29年11月21日(火)(以下「上場(売買開始)日」という。)の予定であります。本募集に係る株式は、株式会社証券保管振替機構(以下「機構」という。)の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。なお、本募集に係る株券は、発行されません。

6. 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。

7. 申込みに先立ち、平成29年11月2日から平成29年11月9日までの間で引受人に対して、当該仮条件を参考として需要の申告を行うことができます。当該需要の申告は変更または撤回することが可能であります。

販売に当たりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。

引受人は、公平かつ公正な販売に努めることとし、自社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については引受人の店頭における表示またはホームページにおける表示等をご確認下さい。

8. 引受価額が会社法上の払込金額を下回る場合は新株式の発行を中止いたします。

① 【申込取扱場所】

後記「4 株式の引受け」欄記載の引受人の全国の本支店及び営業所で申込みの取扱いをいたします。

② 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社りそな銀行 秋葉原支店	東京都千代田区神田和泉町1番地
株式会社三菱東京UFJ銀行 堀留支店	東京都中央区日本橋大伝馬町8丁目1番地

(注) 上記の払込取扱場所での申込みの取扱いは行いません。

4 【株式の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数 (株)	引受けの条件
いちよし証券株式会社	東京都中央区八丁堀二丁目14番1号		1. 買取引受けによります。
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号		2. 引受人は新株式払込金として、平成29年11月20日までに払込取扱場所へ引受価額と同額を払込むことといたします。
岡三証券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目17番6号		3. 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
SMBCフレンド証券株式会社	東京都中央区日本橋兜町7番12号		
エース証券株式会社	大阪府大阪市中央区本町二丁目6番11号		
極東証券株式会社	東京都中央区日本橋茅場町一丁目4番7号		
マネックス証券株式会社	東京都港区赤坂一丁目12番32号		
水戸証券株式会社	東京都中央区日本橋二丁目3番10号		
東洋証券株式会社	東京都中央区八丁堀四丁目7番1号		
計	—	190,000	—

(注) 1. 平成29年10月31日開催予定の取締役会において各引受人の引受株式数が決定される予定であります。
 2. 上記引受人と発行価格決定日(平成29年11月10日)に元引受契約を締結する予定であります。
 3. 引受人は、上記引受株式数のうち、2,000株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託する方針であります。

5 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
384,560,000	8,000,000	376,560,000

- (注) 1. 払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、新規発行に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であり、有価証券届出書提出時における想定発行価格(2,200円)を基礎として算出した見込額であります。
2. 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)は含まれておりません。
3. 引受手数料は支払わないため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものであります。

(2) 【手取金の使途】

上記の手取概算額376,560千円については、「1 新規発行株式」の(注)5. に記載の第三者割当増資の手取概算額上限93,691千円と合わせて、手取概算額合計上限470,251千円については、運転資金として、①外注費、②人材採用費、③研究開発費に充当する予定であり、それらの具体的な内容は下記に記載のとおりであります。

なお、具体的な充当期間までは、安全性の高い金融商品等で運用していく方針であります。

①ソリューション事業における外注費

ソリューション事業におけるバッチ処理高速化ソリューション（ユニケージ）開発に伴う外注費の一部として、320,251千円（平成31年2月期320,251千円）を充当する予定であります。

②人材採用費

当社事業の拡大には、人材の確保が最重要課題であるため新卒者及びキャリア採用を積極的に実施しております。事業拡大に伴う人材採用費として、48,000千円（平成31年2月期48,000千円）を充当する予定であります。

③研究開発費

イノベーション事業において、人工知能(A.I.)のひとつであるディープラーニング等の最先端技術を応用した「物体自動認識技術」の研究開発を行っております。具体的には、「物体自動認識技術」を利用して小売店舗の人手不足の解消や買物客のレジ待ち時間短縮を目指す「ワンダーレジ」やスーパー等の大規模店舗で買物客が買物カゴへ商品を出し入れする度に精算金額を自動計算できる技術等を用いた「スーパーワンダーレジ」の研究開発費として、102,000千円（平成31年2月期102,000千円）を充当する予定であります。

第2 【売出要項】

1 【売出株式(引受人の買取引受による売出し)】

平成29年11月10日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し) (2) ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者(以下「第2 売出要項」において「引受人」という。)は、下記売出人から買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(売出価格、発行価格と同一の価格)で売出し(以下「引受人の買取引受による売出し」という。)を行います。引受人は株式受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

種類	売出数(株)	売出価額の総額(円)	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
—	入札方式のうち入札による売出し	—	—
—	入札方式のうち入札によらない売出し	—	—
普通株式	ブックビルディング方式	120,000	東京都港区 蒲原 寧 60,000株 東京都江東区 西島 康隆 20,000株 東京都江東区 奥井 裕介 20,000株 千葉県長生郡長柄町 在賀 良助 10,000株 神奈川県相模原市南区 蓮沼 和彦 10,000株
計(総売出株式)	—	120,000	264,000,000

- (注) 1. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
2. 「第1 募集要項」における株式の発行を中止した場合には、引受人の買取引受による売出しも中止いたします。
3. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格(2,200円)で算出した見込額であります。
4. 売出数等については今後変更される可能性があります。
5. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)4. に記載した振替機関と同一であります。
6. 本募集並びに引受人の買取引受による売出しにあたっては、需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。
なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「3 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)」及び「4 売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)」をご参照下さい。
7. 引受人の買取引受による売出しに関する合意がなされております。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照下さい。

2 【売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)】

(1) 【入札方式】

① 【入札による売出し】

該当事項はありません。

② 【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

売出価格 (円)	引受価額 (円)	申込期間	申込 株数単位 (株)	申込 証拠金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及び氏名 又は名称	元引受 契約の 内容
未定 (注) 1、2	未定 (注) 2	自 平成29年 11月14日(火) 至 平成29年 11月17日(金)	100	未定 (注) 2	引受人の本店及 び全国各支店	東京都中央区八丁堀 二丁目14番1号 いちよし証券株式会社	未定 (注) 3

- (注) 1. 売出価格の決定方法は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注) 1. と同様であります。
2. 売出価格及び申込証拠金は、本募集における発行価格及び申込証拠金とそれぞれ同一となります。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。
3. 引受人の買取引受による売出しにおける引受価額は、本募集における引受価額と同一となります。
4. 引受人の引受価額による買取引受によることとし、その他元引受契約の内容、売出しに必要な条件は、売出価格決定日(平成29年11月10日)に決定する予定であります。
5. なお、元引受契約においては、引受手数料は支払われません。ただし、売出価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
6. 上記引受人と売出価格決定日に元引受契約を締結する予定であります。
7. 株式受渡期日は、上場(売買開始)日の予定であります。引受人の買取引受による売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。なお、引受人の買取引受による売出しに係る株券は、発行されません。
8. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。
9. 上記引受人の販売方針は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注) 7. に記載した販売方針と同様であります。

3 【売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)】

種類	売出数(株)		売出価額の総額 (円)	売出しに係る株式の所有者の住所 及び氏名又は名称
—	入札方式のうち入札 による売出し	—	—	—
—	入札方式のうち入札 によらない売出し	—	—	—
普通株式	ブックビルディング 方式	46,500	102,300,000	東京都中央区八丁堀二丁目14番1号 いちよし証券株式会社 46,500株
計(総売出株式)	—	46,500	102,300,000	—

- (注) 1. オーバーアロットメントによる売出しは、本募集並びに引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案し、いちよし証券株式会社が行う売出しぇあります。したがってオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少若しくは中止される場合があります。
2. オーバーアロットメントによる売出しに関連して、当社は、平成29年10月17日開催の取締役会において、いちよし証券株式会社を割当先とする当社普通株式46,500株の第三者割当増資の決議を行っております。また、いちよし証券株式会社は、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とする当社普通株式の買付け(以下「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。
- なお、その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。
3. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
4. 「第1 募集要項」における株式の発行を中止した場合には、オーバーアロットメントによる売出しも中止いたします。
5. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格(2,200円)で算出した見込額であります。
6. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)4. に記載した振替機関と同一であります。

4 【売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)】

(1) 【入札方式】

① 【入札による売出し】

該当事項はありません。

② 【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

売出価格 (円)	申込期間	申込 株数単位 (株)	申込 証拠金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及び氏名 又は名称	元引受 契約の 内容
未定 (注) 1	自 平成29年 11月14日(火) 至 平成29年 11月17日(金)	100	未定 (注) 1	いちよし証券株式会社 の本店及び全国各支店	—	—

- (注) 1. 売出価格及び申込証拠金については、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格及び申込証拠金とそれぞれ同一とし、売出価格決定日（平成29年11月10日）に決定する予定であります。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。
2. 株式受渡期日は、引受人の買取引受による売出しにおける株式受渡期日と同じ上場(売買開始)日の予定であります。オーバーアロットメントによる売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。なお、オーバーアロットメントによる売出しに係る株券は、発行されません。
3. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。
4. いちよし証券株式会社の販売方針は、「第2 売出要項 2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し) (2) ブックビルディング方式」の(注) 7. に記載した販売方針と同様であります。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

1. 東京証券取引所マザーズへの上場について

当社は、「第1 募集要項」における新規発行株式及び「第2 売出要項」における売出株式を含む当社普通株式について、いよいよ証券株式会社を主幹事会社として、東京証券取引所マザーズへの上場を予定しております。

2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、主幹事会社が当社株主である蒲原寧(以下「貸株人」という。)より借り入れる株式であります。これに関連して、当社は、平成29年10月17日開催の取締役会において、主幹事会社を割当先とする当社普通株式46,500株の第三者割当増資(以下「本件第三者割当増資」という。)を行うことを決議しております。本件第三者割当増資の会社法上の募集事項については、以下のとおりであります。

(1)	募集株式の数	当社普通株式 46,500株
(2)	募集株式の払込金額	未定 (注) 1
(3)	増加する資本金及び資本準備金に関する事項	増加する資本金の額は割当価格を基礎とし、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。 (注) 2
(4)	払込期日	平成29年12月14日(木)

(注) 1. 募集株式の払込金額(会社法上の払込金額)は、平成29年10月31日開催予定の取締役会において決定される予定の「第1 募集要項」における新規発行株式の払込金額(会社法上の払込金額)と同一とする予定であります。

2. 割当価格は、平成29年11月10日に決定される予定の「第1 募集要項」における新規発行株式の引受価額と同一とする予定であります。

また、主幹事会社は、平成29年11月21日から平成29年12月11までの間、貸株人から借り入れる株式の返却を目的として、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とするシンジケートカバー取引を行う場合があります。

主幹事会社は、上記シンジケートカバー取引により取得した株式について、当該株式数については、割当てに応じない予定でありますので、その場合には本件第三者割当増資における発行数の全部または一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、または発行そのものが全く行われない場合があります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、主幹事会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わないか若しくは上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

3. ロックアップについて

本募集並びに引受人の買取引受による売出しに関連して、売出人である蒲原寧、西島康隆、奥井裕介、在賀良助及び蓮沼和彦並びに当社役員である笠置哲敬及び西島雄一並びに当社株主である道しるべ株式会社は、主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後90日目の平成30年2月18日までの期間（以下「ロックアップ期間」という。）中、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却（ただし、引受人の買取引受による売出し、オーバーアロットメントによる売出しのために当社普通株式を貸し渡すこと及びその売却価格が「第1 募集要項」における発行価格の1.5倍以上であって、主幹事会社を通して行う東京証券取引所での売却等は除く。）等は行わない旨合意しております。

また、当社は主幹事会社に対し、ロックアップ期間中は主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の発行、当社株式に転換若しくは交換される有価証券の発行または当社株式を取得若しくは受領する権利を付与された有価証券の発行（ただし、本募集、株式分割、ストックオプションとしての新株予約権の発行及びオーバーアロットメントによる売出しに関連し、平成29年10月17日開催の当社取締役会において決議された主幹事会社を割当先とする第三者割当増資等を除く。）等を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、主幹事会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容を一部若しくは全部につき解除できる権限を有しております。

上記のほか、当社は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式等の割当等に関し、割当を受けた者との間に継続所有等の確約を行っております。その内容については、「第四部 株式公開情報 第2 第三者割当等の概況」をご参照下さい。

第二部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第6期	第7期	第8期	第9期	第10期
決算年月	平成25年2月	平成26年2月	平成27年2月	平成28年2月	平成29年2月
売上高 (千円)	1,151,294	1,316,196	1,378,996	1,436,014	1,723,059
経常利益 (千円)	53,184	98,980	88,611	149,301	166,751
当期純利益又は当期純損失 (△) (千円)	30,569	△33,177	60,625	105,079	106,652
持分法を適用した場合の 投資利益 (千円)	—	—	—	—	—
資本金 (千円)	90,000	90,000	100,000	100,000	113,600
発行済株式総数 (株)	16,800	16,800	19,300	19,300	22,460
純資産額 (千円)	182,758	133,702	213,068	315,253	406,085
総資産額 (千円)	716,132	614,556	903,557	1,071,891	1,228,087
1株当たり純資産額 (円)	10,008.29	7,958.47	11,039.80	163.34	180.80
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額) (円)	75.00 (—)	75.00 (—)	150.00 (—)	2,200.00 (—)	1,000.00 (—)
1株当たり当期純利益金額 又は当期純損失金額(△) (円)	1,819.61	△1,974.83	3,282.18	54.45	50.16
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	23.5	21.7	23.6	29.4	33.1
自己資本利益率 (%)	19.9	—	35.0	39.8	29.6
株価収益率 (倍)	—	—	—	—	—
配当性向 (%)	4.1	—	4.6	40.4	19.9
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	93,309	△257,810
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	△3,106	△28,326
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	30,284	△71,770
現金及び現金同等物 の期末残高 (千円)	—	—	—	778,082	420,174
従業員数 (名)	51	57	66	72	78

- (注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
 2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
 3. 第7期の当期純損失の計上は、子会社清算等によるものであります。
 4. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社を有していないため、記載しておりません。
 5. 平成29年7月31日付けで株式分割（株式1株につき100株）が行われ、発行済株式総数は2,246,000株となつております。
 6. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権の残高はありますが、当社株式が非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。
 7. 第7期の自己資本利益率及び配当性向については、当期純損失を計上しているため、記載しておりません。
 8. 株価収益率は当社株式が非上場であるため記載しておりません。
 9. 第6期、第7期及び第8期については、キャッシュ・フロー計算書を作成しておりませんので、キャッシュ・フローに係る各項目については記載しておりません。
 10. 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、臨時雇用者数は、従業員数の100分の10未満であるため、記載を省略しております。
 11. 前事業年度（第9期）及び当事業年度（第10期）の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任あづさ監査法人により監査を受けております。
 なお、第6期、第7期及び第8期の数値については、「会社計算規則」（平成18年法務省令第13号）に基づき算出しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定による監査証明は受けておりません。
 12. 平成29年7月18日開催の取締役会決議により、平成29年7月31日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っておりますが、第9期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。
 13. 平成29年7月31日付で普通株式1株につき100株に株式分割を行っております。
 そこで、東京証券取引所自主規制法人（現 日本取引所自主規制法人）の引受担当者宛通知「『新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）』の作成上の留意点について」（平成24年8月21日付東証上審第133号）に基づき第6期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると以下のとおりとなります。
 なお、第6期、第7期及び第8期の数値（1株当たり配当額についてはすべての数値）については、有限責任あづさ監査法人の監査を受けておりません。

回次	第6期	第7期	第8期	第9期	第10期
決算年月	平成25年2月	平成26年2月	平成27年2月	平成28年2月	平成29年2月
1株当たり純資産額 (円)	100.08	79.58	110.40	163.34	180.80
1株当たり当期純利益金額 又は当期純損失金額(△) (円)	18.20	△19.75	32.82	54.45	50.16
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	—	—	—	—	—
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額) (円)	0.75 (-)	0.75 (-)	1.50 (-)	22.00 (-)	10.00 (-)

2 【沿革】

年月	概要
平成19年3月	東京都中央区日本橋本町に「お客様のIT部門の一員として」顧客企業の具体的な課題解決を行う事業の展開を目的として、サインポスト株式会社を設立
平成19年3月	銀行に向けたコンサルティング業務を開始
平成19年11月	カード業界等、金融業界全般に向けたコンサルティング業務を開始
平成20年1月	本社を東京都中央区小伝馬町に移転
平成20年10月	公共機関(国や地方公共団体等)に対するコンサルティング業務を開始
平成20年11月	大阪市中央区に関西支社を設立
平成21年2月	財団法人日本情報処理開発協会よりプライバシーマーク（第11820624号）の付与認定を取得
平成21年9月	本社を現在の東京都中央区日本橋本町に移転
平成24年1月	ISO27001/ISMS(JP12/080214)の認証を取得
平成26年11月	那覇市泊に沖縄支社を設立
平成26年12月	ソリューション事業を開始
平成27年5月	バッチ処理高速化サービスの提供を開始
平成28年1月	事業性評価サービスの提供を開始
平成29年3月	当社で開発した「ワンダーレジ」を各種マスコミに発表

3 【事業の内容】

当社は、「社会に新たな価値を創出し続ける」、「お客さまと社会に感謝される仕事を」を経営理念として掲げ、「お客さまのIT部門の一員」として、顧客企業の経営目標の達成に向け、経営課題等の解決に役立つ「道しるべ」を示し、それを実行することを企業ミッションとしております。

当社は、業務・業界及び顧客企業の経営課題を的確に把握し、各企業の状況に即した具体的な解決策を示し、顧客企業の立場になって実行しております。

また、先端ICT技術（情報・通信に関する技術）を活用することで、これまでに無かった新しい課題解決方法を創り出し、顧客企業の業務効率化と低コスト化を実現するサービスの開発と提供を行っております。

当社は、第10期事業年度からソリューション事業を本格的に開始したことに伴い、事業セグメントの区分方法を見直し、報告セグメントを従来の単一セグメントから、「コンサルティング事業」及び「ソリューション事業」に二つの報告セグメントに変更しております。

また、第11期第2四半期会計期間から、新たに「イノベーション事業」を報告セグメントに追加し、三つの報告セグメントに変更しております。

この結果、平成29年9月30日現在、当社の事業は「コンサルティング事業」、「ソリューション事業」、「イノベーション事業」の三つの事業セグメントから成り立っており、会社全体としては、各事業が相互に関連性を持ちながら展開をしていく事業構成になっております。コンサルティング事業による安定的な事業運営をベースとして、コンサルティング事業で培った顧客ニーズの把握や業務ナレッジ及び営業基盤を活かしながら、新たなサービスの提供や他業態に対してサービスを提供するソリューション事業とイノベーション事業を展開しております。

営業地域につきましては、本社のある首都圏を中心にしながらも東北、北信越、関東、東海、関西、九州、沖縄に事業展開を行っております。

具体的な事業内容は以下のとおりであります。

1. コンサルティング事業

当社のコンサルティング事業は、社会インフラであることから情報システムに対する品質への要求水準が一般企業と比べて高い金融機関（銀行、クレジットカード会社、投資運用会社等）及び公共機関向けに業界を絞り専門性を高めたサービスを展開しております。

具体的には、金融機関及び公共機関向けに情報化戦略、システム化構想、業務改善等を提案し、さらに金融機関及び公共機関が大手ITベンダー等へ発注するシステムの企画・設計・開発・運用の実行支援やマネジメント支援を通じて、顧客企業の課題解決に貢献しております。

当社は、このような支援の際に、「お客さまのIT部門の一員となり、問題・課題の摘出を行い、それらを解決する具体的な施策を提案し実行する」という点に特徴があり、第三者的な立場でなく顧客企業の組織の一員（＝当事者）として、問題が解決するまで主体的に対策を実行する点に優位性があると考えております。

また、当社はシステム部門のみならず、顧客企業の経営や各業務部門から顧客企業外の関係者の対応まで幅広く支援することで顧客企業の課題を本質的に解決することが特徴です。このような課題解決に必要となる全領域を幅広く支援することから、数年間に渡って取引を継続する顧客先が存在しております。

(1) コンサルティング事業の特長

当社では、同業界での実務経験者を数多く採用するとともに、各現場で実施した実務経験をSCF（Signpost Consulting Framework：当社固有のコンサルティング方法論）として体系化し、各現場で利用するほか社員教育に活用することで当社サービスの品質を維持・向上しております。

また、当社が積み重ねてきた知的資産である「サインポストDB」を活用し、サービスを高度化することで他社との差別化を実現しております。「サインポストDB」は、ICT技術、PM（プロジェクトマネジメント）の方法論、業務知識の三つに体系化されたナレッジで構成されており、常に更新され利用できる仕組みになっております。

当社が提供する主なコンサルティングサービスには、以下に記載のプロジェクトマネジメント支援とIT部門支援があります。

(2) プロジェクトマネジメント支援

金融機関における情報システムの位置づけは、すでに社会インフラの一部となっており、金融機関のシステム障害は社会に与える影響が大きいため、一般企業と比べて高い信頼性と安全性を確保することが必要不可欠となっています。また、金融機関のシステム開発に関する監督当局の監視も年々厳しさを増しています。

一方で、金融機関における業務システムは、全国各地の銀行で「第三次オンライン」と呼ばれる、1980年代後半から1990年代前半にかけて構築されたシステムがいまだに稼働を続けており、システム自体の老朽化が進んでいるだけでなく、そのシステム構成やシステム管理の複雑さが増してきています。

これらの結果として、金融機関におけるシステム構築プロジェクトは開発規模が年々増大傾向にあり、それに伴って投資額が増加してきていることから、プロジェクトの進捗遅延やシステム機能の品質低下が金融機関の経営に与える影響が大きくなり、プロジェクトを安全かつ着実に進めるための管理手法がますます必要とされてきています。

以上により、金融機関の基幹システムを更改するプロジェクトマネジメントは高い水準が求められますが、当社のプロジェクトマネジメント支援に関する実績は過去3年間で日本全国の金融機関から28社となっております。特に地方銀行業界においては、勘定系システムと呼ばれる、銀行業務システムの中核を担う基幹システムを共同化する動きが活発になっており、大規模なプロジェクトが次々と立ち上がっています。「地方銀行等における勘定系システム更改プロジェクト」は平成29年9月末時点において日本全国で16プロジェクトが進行中(当社調べ)ですが、うち13プロジェクトは当社の支援先となっております。

(3) IT部門支援

プロジェクトマネジメント支援においては、金融機関が行うシステム開発の各プロジェクト毎にコンサルティングサービスを提供しておりますが、IT部門支援においては、システム部等のIT部門に対してプロジェクトの有無に係わらず継続的にコンサルティングサービスを提供しております。

金融機関のIT部門においては、お客さまでは数多くのシステム開発のプロジェクトを抱えており、かつスピードが求められているなかで、プロジェクトの管理やリスク管理、品質評価、新たな業務施策の検討・展開などお客さまIT部門に求められる役割は年々増大し、要員が不足している状況が続いております。

そうした中で、当社は豊富な業務知識と実績に基づいた経験からお客さま側の組織の一員として、IT戦略の立案から始まり、ITリスクの評価と改善策の立案・実行、システムのグランドデザイン作成、システム開発工程毎の目標達成度・品質評価、開発生産性向上・品質向上施策の立案及び実行等のIT部門支援サービスを提供しております。

また、公共機関等のお客さまについては、主にCIO補佐官（情報化統括責任者補佐官）としてのサービスを提供しております。

CIO補佐官とは、「高度情報通信ネットワーク社会形成基本法(IT基本法)」のもと、「電子政府構築計画」における電子政府構築の推進体制の一つであり、政府や地方自治体の業務・システム分析・評価、最適化計画の策定に当たり情報化統括責任者(CIO)及び情報システム統括部門に対して支援・助言を行う者として位置付けられ、業務分析手法、情報システム技術及び情報セキュリティに関する専門的な知識を有し、独立性・中立性を有する外部専門家をいいます。

2. ソリューション事業

当社は、コンサルティング事業において多くの金融機関と取引実績を有しているため、金融機関の経営層から担当者層までの幅広い生の声の収集が可能であり、顧客の抱える業務的な問題・課題を認識しております。これらの業務的な問題・課題を解決するために、コンサルティング事業で培った業務ナレッジを基にベンチャー企業等が有する先端技術を応用し、「企業向けのフィンテック（金融におけるITテクノロジー）」として以下のサービスを提供しております。

(1) バッチ処理高速化ソリューション（ユニケージ）

①バッチ処理について

バッチ処理とは、大量のデータを一定期間ためておき、コンピューターで一括処理する操作を指します。例えば、銀行における給与振込や口座振替処理、クレジットカード会社の利用明細作成処理等であり、一般的には夜間に数時間かけて行います。

しかしながら、日々増大する大量のデータに対応するために、バッチ処理時間の短縮は、金融機関における重要な課題の一つとなっております。

②当社ソリューションの特徴

現状のバッチ処理システムについては、高性能ハードウェアや高機能なソフトウェアの導入等を中心に、いくつかのソリューションが存在しておりますが、いずれも多額の投資を必要としております。

当社のソリューションは有限会社ユニバーサル・シェル・プログラミング研究所（東京都港区西新橋3-4-2 代表者：當仲寛哲）が開発した技術を応用し、バッチ処理速度を5倍から10倍以上高速に処理する技術であります。また、システムの構築に要する開発工数を従来技術の約半分で開発可能であるため開発コストの削減が可能となり、金融機関のバッチ処理に幅広く適用できる可能性があります。

当社では、本技術を活用して金融機関等のお客さまのニーズに合わせたバッチ処理高速化システムを開発し納入しております。

(2) 事業性評価サービス

現在、経済産業省等が提唱する地方創生に向けた取組みとして、地方銀行等が各地域の企業の成長を資金面から促すために各企業の現在から将来に亘る事業性そのものを評価し、担保等に依存することなく融資を実行することが求められていますが、事業会社へのヒアリング内容・方法や具体的な評価方法等について検討課題も多く、事業性評価を効率的に実施している金融機関は少数にとどまっております。

このような状況の下、当社は業務提携先である知的資産マネジメント支援機構株式会社（東京都千代田区飯田橋2-1-4 代表者：中村博之）が開発した事業性評価ソリューションサービスを提供しております。当サービスは、金融機関が行う企業の事業性評価を支援する仕組みです。各業種別に企業への質問事項等が整理されており、金融機関が当該質問事項の回答を当サービスで集計すると、質問の回答から事業課題や対策等がレポートとして出力され、そのレポートを当社が金融機関に提供します。

金融機関が当サービスを導入した場合には、当社は導入時に初期費用を受領し、その後レポート作成費用を受領します。また、業務提携先である知的資産マネジメント支援機構株式会社に利用料金を支払います。

現在、当社コンサルティング事業の顧客等への営業活動を行っており、今後も全国の地方銀行等への営業活動を実施してまいります。

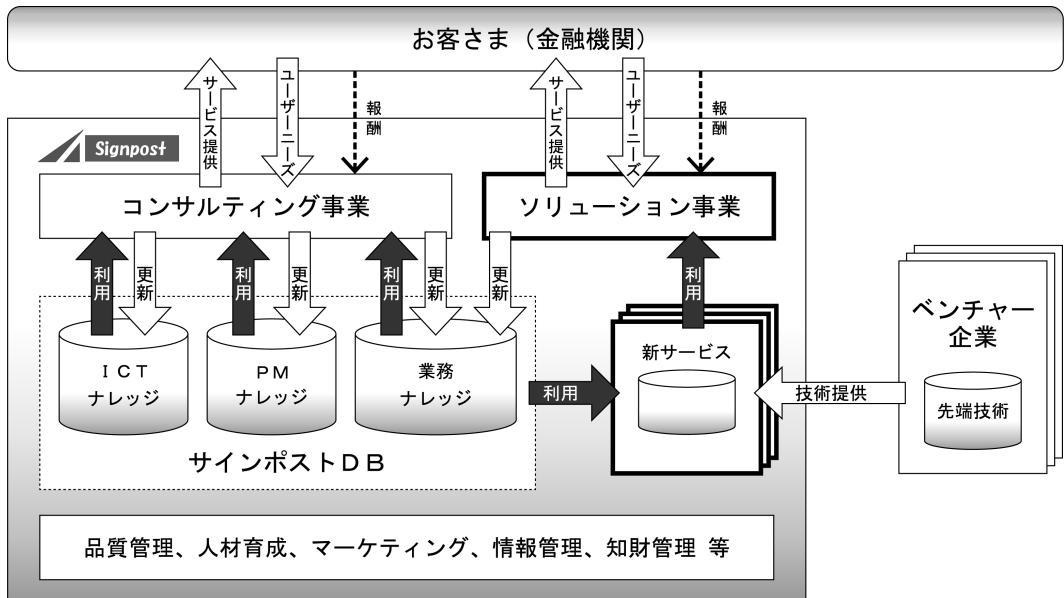
(3) e電子便

e電子便とは、当社の業務提携先であるイーパーセル株式会社（東京都千代田区二番町3-4 代表者：北野謙治）が開発及び提供しているセキュリティ技術を用いた、安全かつ確実に機密ファイルや大容量ファイルをインターネット回線を経由して配達するサービスであります。

本サービスは、伝送するデータが暗号化されているだけでなく、相手に届くと同時に仲介するサーバー上のデータをすべて消去する仕組を備え、同時に送達確認も行うことが可能なため、外部・内部から不正なファイル取得が行われる危険がなく、既存のネットワークインフラを利用できることから、専用サーバや専用回線等が不要

であり、既存の配送サービスと比べて少額の投資でのサービス導入が可能となっております。
当社では、本技術を活用して顧客である金融機関等のニーズに合わせたファイル伝送システムを開発し納入しております。

<事業系統図>



3. イノベーション事業

当社は、先端ICT技術（情報・通信に関する技術）を用いて様々な社会問題を解決するため、従来の顧客基盤である金融機関及び公共機関向けにとどまらないイノベーション事業に取り組んでおります。

具体的には、人工知能（A.I.）のひとつであるディープラーニングを応用した製品開発を国立大学法人電気通信大学との産学連携により行っており、多量の商品画像等のビッグデータをハンドリングすることで商品そのものを自動識別し精算が可能なレジスター「ワンダーレジ」を平成29年3月に各種マスコミに発表しております。

また「ワンダーレジ」に関する知的財産保護のため、平成29年9月30日現在、8件の特許を出願しております。

「ワンダーレジ」はカメラを搭載した箱型のレジで、来店客が並べた商品をレジ内のカメラで読み取り、当社が独自に開発したA.I.がレジ内部の商品を自動識別し、商品点数と合計金額を瞬時に計算するものです。

バーコードリーダーにより商品をひとつずつシリアルに精算するのではなく、複数の商品を高速に一括で精算することにより、従来のレジに比べ格段に精算時間を短縮することを目指しております。これらの機能が実現することにより、当製品はコンビニエンスストア等小売店の人手不足の解消や買物客のレジ待ち時間の短縮を図ることが可能になると考えております。

平成29年9月30日時点においては、売上高の計上には至っておりませんが、国立大学法人電気通信大学内の生協において性能確認を開始しております。

また、スーパーマーケットやディスカウントストア等の大型店舗における人手不足の解消や買物客のレジ待ち時間の短縮を目的に「スーパー・ワンダーレジ」の研究開発を進めております。

なお、イノベーション事業で開発を行っている人工知能を利用したレジスター製品の販売、人工知能技術の販売等について、平成29年5月開催の定時株主総会にて定款に新たに事業目的に加えたことにより、第11期第2四半期会計期間より、「イノベーション事業」を報告セグメントとして追加しております。

4 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

5 【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

平成29年9月30日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)
87	37.0	4.5	6,811,688

セグメントの名称	従業員数(名)
コンサルティング事業	63
ソリューション事業	11
イノベーション事業	7
全社(共通)	6
合計	87

(注) 1. 従業員数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。)であり、臨時雇用者数は、従業員数の100分の10未満であるため、記載を省略しております。

2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

(2) 労働組合の状況

当社の労働組合は結成されておりませんが、労使関係は安定しております。

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 業績

第10期事業年度(自 平成28年3月1日 至 平成29年2月28日)

当事業年度における我が国経済は、政府の経済政策等により企業業績や雇用環境の改善傾向が続き、緩やかな回復基調となりました。しかし、英国EU離脱問題や米国大統領選挙後の政策等の影響など依然として先行きが不透明な状況が続いており、金融資本市場への影響に留意する必要があります。

当社が属する情報サービス産業については、金融機関を中心に継続的なIT投資が行われており、今後も競争力強化を目的としたシステム開発需要が拡大していくものと期待されます。

このような状況のもと、当社は金融機関を中心としたお客さまの経営課題解決のためのコンサルティング事業並びにソリューション事業を推進して参りました。

コンサルティング事業につきましては、お客さまへの品質の高いサービス提供の継続に取り組み、情報システムに関する課題解決やプロジェクトの成功に貢献し、当事業年度においては新たに4つの銀行の勘定系システムの移行プロジェクトに参画しております。

ソリューション事業につきましては、当事業年度より本格的にスタートし、バッチ処理高速化ソリューション及び事業性評価サービスを新たに受注したほか、e電子便サービスによる売上も計上いたしました。

これらの結果、当事業年度の売上高は、1,723百万円（前年同期比20.0%増）、営業利益は171百万円（前年同期比10.2%増）、経常利益は166百万円（前年同期比11.7%増）、当期純利益は106百万円（前年同期比1.5%増）となりました。

セグメント別の業績は以下のとおりであります。

(コンサルティング事業)

コンサルティング事業については、地方銀行における勘定系システムの移行プロジェクトマネジメント業務を新たに4行受注したほか、クレジットカード会社、投資運用会社のシステム部門支援業務、公共機関向けコンサルティング業務の継続的な受注等により、売上高は1,713百万円（前年同期比19.3%増）、営業利益は411百万円となりました。

なお、当事業年度よりセグメント別の開示を行っているため、営業利益の前年同期比較は行っておりません。

(ソリューション事業)

ソリューション事業については、当事業年度よりバッチ処理高速化サービス、事業性評価サービス、e電子便サービス提供を本格的に営業活動を開始し、ソリューション事業の受注高は263百万円、受注残高は253百万円となっております。これらの受注の結果、当事業年度においてはバッチ処理高速化サービス、e電子便サービスの売上計上により、売上高9百万円、営業損失は35百万円となっております。

なお、当事業年度よりセグメント別の開示を行っているため、前年同期比較は行っておりません。

第11期第2四半期累計期間(自 平成29年3月1日 至 平成29年8月31日)

当第2四半期累計期間における日本経済は、政府の経済政策や金融政策等の効果により引き続き緩やかな回復基調が続きましたが、世界経済は欧州・米国の政治動向リスクや北朝鮮・中東情勢の地政学的リスクなど、依然として先行きが不透明な状況で推移しました。

金融IT業界においては、金融庁や経済産業省におけるビットコインやブロックチェーン技術等の政策検討の開始、各金融機関・大手システムインテグレーターによる「Fintech」活用の本格化、さらには、金融IT業界における大型の資金調達事例が増加するなど、今後も成長が見込まれる市場として注目を集めております。

このような状況の下、当社は金融機関を中心としたお客さまの経営課題解決のためのコンサルティング事業並びにソリューション事業を推進して参りました。

また、研究開発を中心としたイノベーション事業においては、AIを利用した様々な技術の研究開発を進めており、現在、AIを搭載した無人レジの開発を進めています。

なお、イノベーション事業で開発を行っている人工知能を利用したレジスター製品の販売、人工知能技術の販売等について、平成29年5月開催の定時株主総会にて定款に新たに事業目的に加えたことにより、第11期第2四半期会計期間より、「イノベーション事業」を報告セグメントとして追加しております。

これらの結果、当第2四半期累計期間の売上高は1,468百万円、営業利益は140百万円、経常利益は136百万円、四半期純利益は99百万円となりました。

セグメント別の業績は以下のとおりであります。

(コンサルティング事業)

コンサルティング事業については、地方銀行における勘定系システムの移行プロジェクトマネジメント業務、クレジットカード会社、投資運用会社のシステム部門支援業務、公共機関向けコンサルティング業務の継続的な受注等や新規金融機関の取引増加等により、売上高は943百万円、営業利益は223百万円となりました。

(ソリューション事業)

ソリューション事業については、バッチ処理高速化サービスの前期受注分及び当第2四半期累計期間の追加受注分の納品による売上計上のほか、事業性評価サービスの新規契約の増加等により、売上高は525百万円、営業利益は68百万円となりました。

(イノベーション事業)

イノベーション事業につきましては、当第2四半期累計期間において売上高の計上に至っておりません。主に「ワンダーレジ」開発のための研究開発費等により、営業損失は79百万円となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

第10期事業年度(自 平成28年3月1日 至 平成29年2月28日)

当事業年度末における現金及び現金同等物は、420百万円となり、前事業年度末に比べ357百万円減少しました。各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は、以下のとおりです。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当事業年度における営業活動によるキャッシュ・フローは、257百万円の支出（前事業年度は93百万円の収入）となりました。これは主に、税引前当期純利益166百万円の計上及び仕入債務の増加111百万円等の増加要因がありましたが、売上債権の増加144百万円及びたな卸資産の増加311百万円等の減少要因があつたためです。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当事業年度における投資活動によるキャッシュ・フローは、28百万円の支出（前事業年度は3百万円の支出）となりました。これは主に無形固定資産の取得による支出20百万円があつたためです。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当事業年度における財務活動によるキャッシュ・フローは、71百万円の支出（前事業年度は30百万円の収入）となりました。これは主に、長期借入れによる収入150百万円がありましたが、長期借入金の返済による支出188百万円及び配当金の支払による支出42百万円があつたためです。

第11期第2四半期累計期間(自 平成29年3月1日 至 平成29年8月31日)

当第2四半期累計期間における現金及び現金同等物は、953百万円となり、前事業年度末に比べ533百万円増加しました。各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は、以下のとおりです。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期累計期間における営業活動によるキャッシュ・フローは、544百万円の収入となりました。これは主に、税引前四半期純利益141百万円の計上及びたな卸資産の減少259百万円等があつたためです。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期累計期間における投資活動によるキャッシュ・フローは、1百万円の支出となりました。これは主に敷金の差入による支出1百万円があつたためです。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期累計期間における財務活動によるキャッシュ・フローは、9百万円の支出となりました。これは主に、長期借入れによる収入100百万円がありましたが、長期借入金の返済による支出78百万円及び配当金の支払による支出22百万円があつたためです。

2 【生産、受注及び販売の状況】

「ソリューション事業」は第10期事業年度から及び「イノベーション事業」は第11期第2四半期会計期間から新設した報告セグメントであるため、前年同期比について記載しておりません。

(1) 生産実績

当社は生産活動を行っておりませんので、該当事項はありません。

(2) 受注実績

第10期事業年度及び第11期第2四半期累計期間における受注実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	第10期事業年度 (自 平成28年3月1日 至 平成29年2月28日)			第11期第2四半期累計期間 (自 平成29年3月1日 至 平成29年8月31日)	
	受注高(千円)	前年同期比(%)	受注残高(千円)	前年同期比(%)	受注高(千円)
コンサルティング事業	1,744,614	123.7	169,754	122.7	1,036,864
ソリューション事業	263,664	—	253,827	—	568,968
イノベーション事業	—	—	—	—	—
合計	2,008,278	142.4	423,581	306.1	1,605,832
					560,513

(注) 1. セグメント間取引については、相殺消去しております。

2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(3) 販売実績

第10期事業年度及び第11期第2四半期累計期間における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	第10期事業年度 (自 平成28年3月1日 至 平成29年2月28日)		第11期第2四半期累計期間 (自 平成29年3月1日 至 平成29年8月31日)	
	販売高(千円)	前年同期比(%)	販売高(千円)	前年同期比(%)
コンサルティング事業	1,713,221	119.3	943,565	—
ソリューション事業	9,837	—	525,335	—
イノベーション事業	—	—	—	—
合計	1,723,059	120.0	1,468,901	—

(注) 1. セグメント間取引については、相殺消去しております。

2. 最近2事業年度及び第11期第2四半期累計期間の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	第9期事業年度 (自 平成27年3月1日 至 平成28年2月29日)		第10期事業年度 (自 平成28年3月1日 至 平成29年2月28日)		第11期第2四半期累計期間 (自 平成29年3月1日 至 平成29年8月31日)	
	販売高(千円)	割合(%)	販売高(千円)	割合(%)	販売高(千円)	割合(%)
株式会社ジェーシービー	325,056	22.6	330,815	19.2	136,900	9.3
株式会社静岡銀行	50,707	3.5	247,814	14.4	600,463	40.9
アセットマネジメントOne株式会社(注)	214,944	15.0	242,710	14.1	145,000	9.9
株式会社東日本銀行	—	—	235,645	13.7	206,921	14.1

(注) アセットマネジメントOne株式会社は平成28年10月にDIAMアセットマネジメント株式会社、みずほ信託銀行株式会社の資産運用部門、みずほ投信投資顧問株式会社及び新光投信株式会社が統合し発足したものであります。アセットマネジメントOne株式会社への販売高のうち、平成28年9月までは旧DIAMアセットマネジメント株式会社に対するものであります。

3. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

3 【対処すべき課題】

当社は継続的な発展及び経営基盤の安定を図るため、以下の事項を今後の事業展開における主要な課題として認識し、事業発展を図る方針であります。

(1) 優秀な人材の確保と育成

当社事業の拡大には、人材の確保が最重要課題であるため新卒者及びキャリア採用を積極的に実施しております。

「社員の成長を支援し社員とその家族を幸せに」を経営理念として、新卒者については、将来的に当社の中核となる人材として育成に取り組んでいるほか、キャリア採用者については、実績と知識を持った人材を採用し、より多くのお客様へ質の高いサービス提供するための人材教育も強化してまいります。

(2) ソリューションサービスの拡充

当社はAIを利用した画像認識技術等の研究開発活動を行っておりますが、自社開発だけでなく、先端技術やサービスを保有する企業との提携等を推進し、ソリューションサービスの拡充を図ってまいります。

(3) サービスの高付加価値化

当社は、お客様の課題解決のためのコンサルティングサービス及びソリューションサービスを提供しております。

当社は、お客様である金融機関においては、経営統合や地方銀行を中心としたシステム共同化等による需要が顕在化している中、お客様の当該サービスに対する要求水準もさらに高度化してくるものと考えております。

今後は、お客様とともに経営課題を解決しながら潜在的なニーズを捉え、これまでの実績・ノウハウをもとに、さらなるサービスの高付加価値化に取り組んでまいります。

(4)三次元での成長

当社の成長戦略としましては、①顧客・業態の拡大、②サービスの拡大、③地域の拡大の三つの方向からなる三次元での成長を志向しております。

基軸となる金融業界内での顧客層を拡大しつつ、その実績を基にした他業態への事業展開を行うこと、また、顧客との継続的なリレーションを活かしてニーズに即した新たなサービスを開発しつつ、業務・業界のニーズを先取りした新サービスの開発に取り組んでまいります。

4 【事業等のリスク】

本書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。

なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

(1) 景気変動リスクについて

当社がコンサルティングサービスを提供する主要顧客は金融機関であり、国内外の景気動向等により、IT投資を抑制した場合には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 人材の採用・確保及び育成について

当社は、今後の事業展開のため、優秀な人材の採用・確保及び育成が重要であると考えております。しかしながら、IT及びコンサルティング業界における人材の争奪により、優秀な人材の採用・確保及び育成が計画通りに進まない場合や、優秀な人材の社外流出が生じた場合には、競争力の低下や事業規模拡大の制約、顧客に提供するサービスレベルの低下をもたらし、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

また、当社が受注する業務の一部では、人的資源の制約から協力会社(ビジネス・パートナー)に対し、再委託をすることがあります。協力会社での優秀な人材の確保ができない場合には、競争力の低下や事業規模拡大の制約、顧客に提供するサービスレベルの低下をもたらし、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 情報セキュリティリスクについて

当社のコンサルティング及びソリューションサービスの提供にあたり、顧客の機密情報や個人情報を有することがあります。そのため当社の役員及び従業員に対して、守秘義務の遵守、機密情報や個人情報の情報管理の徹底を行っており、情報セキュリティマネジメントの国際標準であるISO27001の認証及びプライバシーマークを取得しております。

しかしながら、不測の事態により、これらの情報が外部に漏洩した場合には、当社の社会的信用に重大な影響を与え、対応費用を含め当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 委託先管理について

当社が受注する業務の一部では、人的資源の制約から協力会社(ビジネス・パートナー)に対し、再委託をすることがあります。当社では委託先の選定に当たって、プロジェクト遂行能力等を勘案し選定しておりますが、委託先のプロジェクト管理が適切に行われない場合には、コストの増加や納期遅延あるいは品質の低下等を招く可能性があります。当社では、役職者によるレビューにより早期の問題の顕在化及び対処を行っておりますが、不測の事態によりそのような問題の早期発見や対処を適切に行うことができない場合には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 研究開発費について

当社は人工知能(A.I.)を利用した物体自動認識技術や文字読み取り技術等の研究開発活動を行っております。

これらの先端技術の技術革新のスピードは速く、また競争も激しさを増しているため、今後の研究開発活動の進捗状況や計画に対する遅延の発生等により、当初想定した研究開発費が増加し、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(6) 代表取締役への依存度について

当社の代表取締役社長である蒲原寧は、当社の設立以来、当社の経営方針や戦略決定を始め、事業開発、ブランド力向上等において重要な役割を担っております。また、本書提出日現在当社発行済株式総数の40.2%を所有する筆頭株主であります。

当社は、事業拡大に伴い社長に過度に依存しない経営体質の構築を進めておりますが、何らかの理由により社長に不測の事態が生じた場合、または社長が退任するような事態が生じた場合には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(7) 法的規制について

当社のコンサルティング事業において、「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(以下、「労働者派遣法」という。)」で定められた労働者派遣事業に該当するものがあります。当社は、関係法令の遵守に努めておりますが、労働者派遣法に定める派遣元事業主としての欠格事由に該当した場合や、法令に違反した場合には当該事業の停止を命じられる可能性があります。

また、新たに法規制の緩和や改正等が行われた場合、当社に不利な影響を及ぼすものであれば、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(8) 新株予約権の行使による株式価値の希薄化について

当社は、当社役員及び従業員に対するインセンティブを目的として、新株予約権を付与しています。本書提出日現在、新株予約権による潜在株式総数は325,900株であり、発行済株式総数2,246,000株の14.5%に相当します。これらの新株予約権が行使された場合、当社株式が新たに発行され、既存の株主が有する株式の価値及び議決権割合が希薄化する可能性があります。

(9) イノベーション事業について

当社は、先端ICT技術（情報・通信に関する技術）を用いた事業の多角化に取り組んでおり、研究開発活動を継続しております。

なお、イノベーション事業で開発を行っている人工知能を利用したレジスター製品の販売、人工知能技術の販売等について、平成29年5月開催の定時株主総会にて定款に新たに事業目的に加えたことにより、第11期第2四半期会計期間より、「イノベーション事業」を報告セグメントに追加しました。

「イノベーション事業」においては、人工知能（A.I.）のひとつであるディープラーニングを応用して製品開発を行い、平成29年3月に各種マスコミに発表した「ワンダーレジ」を中心に事業を進めております。当該製品につきましては、コンビニエンスストア等の小売業への販売を想定しておりますが、現時点においては、小売業における導入決定には至っておりません。

当社は当該製品の将来性に期待し、今後も研究開発費を支出して改良を重ねる計画ですが、今後の事業の進展に際しては、製品化の遅れ、競合製品の出現等、様々な不確実性を伴います。このため、当社の期待どおりに事業が進展しなかった場合には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。なお、これまでに当該製品の開発に要した費用等につきましては、全額を研究開発費として費用計上しており、第10期事業年度においてイノベーション事業部で支出した研究開発費は63,106千円あります。

5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

第10期事業年度(自 平成28年3月1日 至 平成29年2月28日)

当社は、様々な業界の「お客さまのIT部門の一員」として、先端ICT技術を応用したこれまでに無い新たなサービスを開発し提供することでお客さまの経営課題の解決を図ることを目的とし、研究開発活動を行っております。

当社の研究開発は、イノベーション事業部において人工知能(A.I.)のひとつであるディープラーニング等の最先端技術の応用を中心に推進されております。なお、研究開発スタッフは5名です。

現在取り組んでいる主要課題は、人工知能(A.I.)のひとつであるディープラーニング等の最先端技術を応用した「物体自動認識技術」と「文字読み取り技術」であり、具体的な研究開発内容及び研究成果は以下のとおりであります。

なお、第10期事業年度の研究開発費は、63百万円となっております。

(1) 物体自動認識技術

① 機能

対象となる物体を撮像した画像等のビッグデータを入力し、ディープラーニングを用いて学習した学習モデルを作成することで、コンピューターが物体を自動認識する技術を開発しております。

② 用途等

同技術により、小売店舗の人手不足の解消や買物客のレジ待ち時間短縮を目指す「ワンダーレジ」のほか、スーパー等の大規模店舗で買物客が買物カゴへ商品を出し入れする度に精算金額を自動計算できる技術等を用いた「スーパーワンダーレジ」の研究開発を実施しております。

さらに小売業界向け以外にも、収穫した農作物の仕分け等、人が認識することが生産性の限界となっている様々な分野への応用に向けて、研究開発を実施しております。

③ 成果

研究の成果として、日本国内で7件の特許を出願いたしました。

(2) 文字読み取り技術

① 機能

文字読み取りの最先端技術を産学連携で開発し、数字、漢字、かな、記号等をコンピューターが自動で読み取る技術を開発しております。

② 用途等

現在のOCR（光学文字認識）では認識できない文字等を自動認識することで、現在手入力している事務を省力化する用途での研究開発を実施しております。省力化により、人手による入力ミス防止や厳正化も同時に図れ、クレジットカード等、様々な申込書の入力事務等へ適用することを視野に入れております。

第11期第2四半期累計期間(自 平成29年3月1日 至 平成29年8月31日)

イノベーション事業で開発を行っている人工知能を利用したレジスター製品の販売、人工知能技術の販売等について、平成29年5月開催の定時株主総会にて定款に新たに事業目的に加えたことにより、第11期第2四半期会計期間より、イノベーション事業を報告セグメントとして追加しております。

当第2四半期累計期間の研究開発費の総額は、66百万円であります。

なお、当第2四半期累計期間において当社の研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積もり

当社の財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められる会計基準に基づき作成されておりますが、この財務諸表の作成にあたっては、経営者により一定の会計基準の範囲内で見積もりが行われている部分があり、それが資産・負債や収益・費用の数値に反映されております。

これらの見積もりについては、継続して評価し、必要に応じて見直しを行っておりますが、見積もりには不確実性が伴うため、実際の結果はこれらと異なる場合があります。

当社の財務諸表作成にあたって採用している重要な会計方針の詳細につきましては、「第5 経理の状況 I 財務諸表等 (1) 財務諸表 注記事項 重要な会計方針」を参照ください。

(2) 経営成績の分析

第10期事業年度(自 平成28年3月1日 至 平成29年2月28日)

(売上高)

当事業年度における売上高は、1,723百万円（前年同期比20.0%増）となりました。これは主にコンサルティング事業の勘定系システムの移行プロジェクトマネジメント業務の受注の増加とソリューション事業の売上計上によります。

(コンサルティング事業)

コンサルティング事業については、勘定系システムの移行プロジェクトマネジメント業務の受注が増加したほか、クレジットカード会社、投資運用会社のシステム部門支援業務、公共機関向けコンサルティング業務の受注等により、売上高は1,713百万円（前年同期比19.3%増）、セグメント利益は411百万円となりました。

なお、当事業年度よりセグメント別の開示を行っているため、セグメント利益の前年同期比較は行っておりません。

(ソリューション事業)

ソリューション事業については、当事業年度よりバッチ処理高速化サービス、事業性評価サービス、e電子便サービス提供を本格的に営業活動を開始し、ソリューション事業の受注高は263百万円、受注残高は253百万円となっております。これらの受注の結果、当事業年度においてはバッチ処理高速化サービスのハードウェア販売手数料、e電子便サービスの売上計上により、売上高9百万円、セグメント損失は35百万円となっております。

なお、当事業年度よりセグメント別の開示を行っているため、前年同期比較は行っておりません。

(売上原価)

当事業年度における売上原価は1,156百万円（前年同期比18.5%増）となりました。これは主にコンサルティング事業の売上高の増加に伴う人件費、外注等の増加であります。

(販売費及び一般管理費)

販売費及び一般管理費については、394百万円（前年同期比29.6%増）となりました。これは主に研究開発費、人材採用費等の増加によるものであります。

(営業利益)

コンサルティング事業売上高の伸長と社員稼働割合の増加により売上総利益が増加し、営業利益は171百万円（前年同期比10.2%増）となりました。

(経常利益)

主に支払利息4百万円を計上した結果、経常利益は166百万円（前年同期比11.7%増）となりました。

(当期純利益)

主に法人税等60百万円を計上した結果、当期純利益は106百万円（前年同期比1.5%増）となりました。

第11期第2四半期累計期間(自 平成29年3月1日 至 平成29年8月31日)

(売上高)

当第2四半期累計期間における売上高は1,468百万円となりました。これは、コンサルティング事業売上高943百万円、ソリューション事業売上高525百万円によるものであります。

(コンサルティング事業)

コンサルティング事業については、地方銀行における勘定系システムの移行プロジェクトマネジメント業務、クレジットカード会社、投資運用会社のシステム部門支援業務、公共機関向けコンサルティング業務の継続的な受注等や新規金融機関の取引増加等により、売上高は943百万円、セグメント利益は223百万円となりました。

(ソリューション事業)

ソリューション事業については、バッチ処理高速化サービスの前期受注分及び当第2四半期累計期間の追加受注分の納品による売上計上のほか、事業性評価サービスの新規契約の増加等により、売上高は525百万円、セグメント利益は68百万円となりました。

(イノベーション事業)

イノベーション事業につきましては、当第2四半期累計期間において売上高の計上に至っておりません。主に「ワンダーレジ」開発のための研究開発費等により、営業損失は79百万円となりました。

(売上原価)

当第2四半期累計期間におけるにおける売上原価は1,087百万円となりました。これは主にコンサルティング事業の人件費及び外注等、ソリューション事業のバッチ処理高速化サービスの開発人件費及び外注費等であります。

(販売費及び一般管理費)

販売費及び一般管理費については、241百万円となりました。これは主に人件費、研究開発費、人材採用費等であります。

(営業利益)

主にソリューション事業の伸長により、営業利益は140百万円となりました。

(経常利益)

支払利息1百万円、上場関連費用2百万円を計上した結果、経常利益は136百万円となりました。

(四半期純利益)

主に法人税等41百万円を計上した結果、四半期純利益は99百万円となりました。

(3) 財政状態の分析

第10期事業年度(自 平成28年3月1日 至 平成29年2月28日)

① 資産

当事業年度末における資産合計は、前事業年度末に比べ156百万円増加し、1,228百万円となりました。

(流動資産)

当事業年度末における流動資産の残高は1,150百万円で、前事業年度末に比べ112百万円増加しております。これは主として、現金及び預金が357百万円減少した一方で、売上の増加に伴って売掛金が144百万円増加し、ソリューション事業の開始に伴って仕掛品が311百万円増加したこと等によるものであります。

(固定資産)

当事業年度末における固定資産の残高は77百万円で、前事業年度末に比べ43百万円増加しております。これは主として、事業統計データ集配信システムの受注制作に伴ってソフトウェアが19百万円増加し、長期前払費用が9百万円増加したこと等によるものであります。

② 負債

当事業年度末における負債合計は、前事業年度末に比べ65百万円増加し、822百万円となりました。

(流動負債)

当事業年度末における流動負債の残高は498百万円で、前事業年度末に比べ97百万円増加しております。これは主として、売上原価の増加に伴って買掛金が111百万円増加したこと等によるものであります。

(固定負債)

当事業年度末における固定負債の残高は323百万円で、前事業年度末に比べ32百万円減少しております。これは主として、約定返済及び繰上一括返済により長期借入金が24百万円減少し、定期償還により社債が17百万円減少したこと等によるものであります。

③ 純資産

当事業年度末における純資産の残高は406百万円で、前事業年度末に比べ90百万円増加しております。これは主として、当期純利益の計上等により、利益剰余金が64百万円増加したことによるものであります。

第11期第2四半期累計期間(自 平成29年3月1日 至 平成29年8月31日)

① 資産

当第2四半期会計期間末の総資産は1,377百万円となり、前事業年度末と比べて149百万円の増加となりました。

(流動資産)

流動資産は1,303百万円となり、前事業年度末と比べて152百万円増加となりました。これは主に仕掛品の売上計上に伴い仕掛品が259百万円減少し、売掛金の回収により現金及び預金が533百万円増加したことによるものであります。

(固定資産)

固定資産は73百万円となり、前事業年度末と比べて3百万円減少いたしました。これは主に減価償却費の計上によるものであります。

② 負債

当第2四半期会計期間末における負債合計は、前事業年度末に比べ72百万円増加し、894百万円となりました。

(流動負債)

流動負債は555百万円となり、前事業年度末と比べて57百万円増加いたしました。これは主に未払消費税の増加によるものであります。

(固定負債)

固定負債は339百万円となり、前事業年度末と比べて15百万円増加いたしました。これは主に長期借入金の増加によるものであります。

③ 純資産

純資産合計は482百万円となり、前事業年度末と比べて76百万円増加いたしました。これは主に四半期純利益の計上等に伴い利益剰余金の額が76百万円増加したことによるものであります。

(4) キャッシュ・フローの状況の分析

第10期事業年度(自 平成28年3月1日 至 平成29年2月28日)

当事業年度末における現金及び現金同等物は、420百万円となり、前事業年度末に比べ357百万円減少しました。各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は、以下のとおりです。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当事業年度における営業活動によるキャッシュ・フローは、257百万円の支出（前事業年度は93百万円の収入）となりました。これは主に、税引前当期純利益166百万円の計上及び仕入債務の増加111百万円等の増加要因がありましたが、売上債権の増加144百万円及びたな卸資産の増加311百万円等の減少要因があつたためです。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当事業年度における投資活動によるキャッシュ・フローは、28百万円の支出（前事業年度は3百万円の支出）となりました。これは主に無形固定資産の取得による支出20百万円があつたためです。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当事業年度における財務活動によるキャッシュ・フローは、71百万円の支出（前事業年度は30百万円の収入）となりました。これは主に、長期借入れによる収入150百万円がありましたが、長期借入金の返済による支出188百万円及び配当金の支払による支出42百万円があつたためです。

なお、資本の財源及び資金の流動性については、以下の通り考えております。

まず資本の財源については、当事業年度末においては純資産が増加するとともに有利子負債が減少しており、内部留保の積み上げにより、より自己資本への依存度が高まっております。

また資金の流動性については、流動比率231%を確保しており、事業の円滑な運用に十分な流動性を確保していると考えております。

第11期第2四半期累計期間(自 平成29年3月1日 至 平成29年8月31日)

当第2四半期累計期間における現金及び現金同等物は、953百万円となり、前事業年度末に比べ533百万円増加しました。各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は、以下のとおりです。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期累計期間における営業活動によるキャッシュ・フローは、544百万円の収入となりました。これは主に、税引前四半期純利益141百万円の計上及びたな卸資産の減少259百万円等があつたためです。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期累計期間における投資活動によるキャッシュ・フローは、1百万円の支出となりました。これは主に敷金の差入による支出1百万円があつたためです。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期累計期間における財務活動によるキャッシュ・フローは、9百万円の支出となりました。これは主に、長期借入れによる収入100百万円がありましたが、長期借入金の返済による支出78百万円及び配当金の支払による支出22百万円があつたためです。

なお、資本の財源及び資金の流動性については、以下の通り考えております。

まず資本の財源については、第11期第2四半期末においては純資産が増加し、内部留保の積み上げにより、より自己資本への依存度が高まっております。

また資金の流動性については、流動比率235%を確保しており、事業の円滑な運用に十分な流動性を確保していると考えております。

(5) 経営戦略の現状と見通し

当社は、従来からの中核事業であるコンサルティング事業に加え、第10期事業年度よりソリューション事業を本格的に営業活動を開始し、ソリューション事業の収益計上を実現いたしました。

また、イノベーション事業で開発を行っている人工知能を利用したレジスター製品の販売、人工知能技術の販売等について、平成29年5月開催の定時株主総会にて定款に新たに事業目的に加えたことにより、第11期第2四半期会計期間より、イノベーション事業を報告セグメントとして追加しております。

今後においてもサービスの高付加価値化及び拡充に取り組み、更なる収益機会の実現を図ってまいります。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

第10期事業年度(自 平成28年3月1日 至 平成29年2月28日)

当事業年度の設備投資等の総額は、21,898千円であり、その主なものは、ソリューション事業(e電子便サービス)に係る事業統計データ集配信システム制作に伴うソフトウェアであります。

また。当事業年度における重要な設備の除却、売却等はありません。

第11期第2四半期累計期間(自 平成29年3月1日 至 平成29年8月31日)

当第2四半期累計期間において重要な設備投資はありません。

また、当第2四半期累計期間における重要な設備の除却、売却等はありません。

2 【主要な設備の状況】

平成29年2月28日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額(千円)			従業員数 (名)
			建物	工具、器具 及び備品	合計	
本社 (東京都中央区)	全社共通	本社設備	4,873	4,235	9,108	78

(注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。

2. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

3. 本社の建物は賃貸物件であり、年間賃借料は26,914千円であります。

4. 従業員数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。)であり、臨時雇用者数は、従業員数の100分の10未満であるため、記載を省略しております。

3 【設備の新設、除却等の計画】(平成29年9月30日現在)

(1) 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	8,900,000
計	8,900,000

(注) 平成29年7月31日開催の臨時株主総会にて、これに先立つ平成29年7月18日開催の取締役会決議により平成29年7月31日付で1株を100株に株式分割いたしましたことに伴い、同日付で発行可能株式総数の増加に関する定款変更決議を行い、発行可能株式総数は8,800,000株増加し、8,900,000株となっております。

② 【発行済株式】

種類	発行数(株)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	2,246,000	非上場	単元株式数は100株であります。権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。
計	2,246,000	—	—

(注) 1. 平成29年7月18日開催の取締役会決議により、平成29年7月31日付で1株を100株に株式分割いたしました。これにより、株式数は2,223,540株増加し、発行済株式総数は2,246,000株となっております。
2. 平成29年7月31日開催の臨時株主総会の決議により、同日付で1単元を100株とする単元株制度を導入しております。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 第2回新株予約権

平成20年12月30日の取締役会決議に基づいて発行した会社法に基づく新株予約権は、次のとおりであります。

	最近事業年度末現在 (平成29年2月28日)	提出日の前月末現在 (平成29年9月30日)
新株予約権の数(個)	130(注) 2	130 (注) 2
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,300 (注) 1、 2	130,000 (注) 1、 2、 6
新株予約権の行使時の払込金額(円)	7,000 (注) 1、 3	70(注) 1、 3、 6
新株予約権の行使期間	自 平成21年1月15日 至 平成31年1月14日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 7,000円(注) 1 資本組入額 3,500円	発行価格 70円(注) 1、 6 資本組入額 35円
新株予約権の行使の条件	(注) 4	(注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の譲渡については、当社の取締役会の決議による承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 5	(注) 5

- (注) 1. 平成23年12月17日開催の取締役会決議により、平成24年1月7日に1株を10株とする株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」、「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」は調整後の内容となっております。
2. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、最近事業年度末現在（平成29年2月28日）は10株であり、提出日の前月末現在（平成29年7月31日）は1,000株であります。
- ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

3. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

4. 新株予約権の主な行使条件
- i 新株予約権者は、株式のいずれかの金融商品取引所への上場がなされるまでの期間、及び上場から6ヶ月が経過する日までの期間は、新株予約権行使することはできないものとする。
 - ii 新株予約権者は、権利行使時ににおいても、当社、当社の子会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位を有すること、顧問、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わず会社又は子会社との間で委任、請負等の継続的な契約関係にあることを要する。
 - iii 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人への相続は1回に限り認めるものとし、相続人は新株予約権行使が出来るものとする。
5. 組織再編行為の際の取扱い
- 会社が組織再編行為を行う場合は、手続に応じそれぞれ合併における存続会社若しくは新設会社、会社分割における承継会社若しくは新設会社、又は株式交換若しくは株式移転における完全親会社(いずれの場合も株式会社に限る。以下総称して「再編対象会社」という。)の新株予約権を、下記の方針に従って権利者に

交付することができる。

- i 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - ii 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - iii 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、第1項に準じて決定する。
 - iv 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
組織再編行為の条件等を勘案の上、行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、第Ⅲ号に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
 - v 新株予約権を行使することができる期間
交付される新株予約権を行使することができる期間は、本新株予約権の行使期間に定める初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。
 - vi 権利行使の条件、取得事由、その他の新株予約権の内容
本新株予約権の内容に準じて、組織再編行為にかかる契約書又は計画において定めるものとする。
 - vii 取締役会による譲渡承認について
新株予約権の譲渡について、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。
6. 平成29年7月18日開催の取締役会決議により、平成29年7月31日付で1株を100株とする株式分割を行っております。上表の「提出日の前月末現在」に記載の「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」、「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」は調整後の内容となっております。

② 第3回新株予約権

平成23年4月22日の取締役会決議に基づいて発行した会社法に基づく新株予約権は、次のとおりであります。

	最近事業年度末現在 (平成29年2月28日)	提出日の前月末現在 (平成29年9月30日)
新株予約権の数(個)	60(注)2	60(注)2
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	600(注)1、2	60,000(注)1、2、6
新株予約権の行使時の払込金額(円)	7,500(注)1、3	75(注)1、3、6
新株予約権の行使期間	自 平成23年6月24日 至 平成33年6月23日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 7,500円(注)1 資本組入額 3,750円	発行価格 75円(注)1、6 資本組入額 37.5円
新株予約権の行使の条件	(注)4	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の譲渡については、当社の取締役会の決議による承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5	(注)5

- (注) 1. 平成23年12月17日開催の取締役会決議により、平成24年1月7日に1株を10株とする株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」、「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」は調整後の内容となっております。
2. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、最近事業年度末現在（平成29年2月28日）は10株であり、提出日の前月末現在（平成29年7月31日）は1,000株であります。
ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

3. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

4. 新株予約権の主な行使条件

- i 新株予約権者は、株式のいざれかの金融商品取引所への上場がなされるまでの期間、及び上場から6ヶ月が経過する日までの期間は、新株予約権行使することはできないものとする。
- ii 新株予約権者は、権利行使時ににおいても、当社、当社の子会社の取締役、監査役又は従業員のいざれかの地位を有すること、顧問、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わず会社又は子会社との間で委任、請負等の継続的な契約関係にあることを要する。
- iii 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人への相続は1回に限り認めるものとし、相続人は新株予約権行使が出来るものとする。

5. 組織再編行為の際の取扱い

会社が組織再編行為を行う場合は、手続に応じそれぞれ合併における存続会社若しくは新設会社、会社分割における承継会社若しくは新設会社、又は株式交換若しくは株式移転における完全親会社(いざれの場合も株式会社に限る。以下総称して「再編対象会社」という。)の新株予約権を、下記の方針に従って権利者に交付することができる。

- i 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - ii 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - iii 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、第1項に準じて決定する。
 - iv 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
組織再編行為の条件等を勘案の上、行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、第Ⅲ号に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
 - v 新株予約権を行使することができる期間
交付される新株予約権を行使することができる期間は、本新株予約権の行使期間に定める初日と組織再編行為の効力発生日のうちいざれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。
 - vi 権利行使の条件、取得事由、その他の新株予約権の内容
本新株予約権の内容に準じて、組織再編行為にかかる契約書又は計画において定めるものとする。
 - vii 取締役会による譲渡承認について
新株予約権の譲渡について、再編対象会社の取締役会の承認をするものとする。
6. 平成29年7月18日開催の取締役会決議により、平成29年7月31日付で1株を100株とする株式分割を行っております。上表の「提出日の前月末現在」に記載の「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」、「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」は調整後の内容となっております。

③ 第4回新株予約権

平成24年2月23日の取締役会決議に基づいて発行した会社法に基づく新株予約権は、次のとおりであります。

	最近事業年度末現在 (平成29年2月28日)	提出日の前月末現在 (平成29年9月30日)
新株予約権の数(個)	396(注)1	391(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	396(注)1	39,100(注)1、5
新株予約権の行使時の払込金額(円)	7,500(注)2	75(注)2、5
新株予約権の行使期間	自 平成26年2月23日 至 平成34年2月22日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 7,500円 資本組入額 3,750円	発行価格 75円(注)5 資本組入額 37.5円
新株予約権の行使の条件	(注)3	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の譲渡については、当社の取締役会の決議による承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	(注)4	(注)4

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、最近事業年度末現在（平成29年2月28日）は1株であり、提出日の前月末現在（平成29年7月31日）は100株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1\text{株当たり払込金額}}{1\text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

3. 新株予約権の主な行使条件

i 新株予約権者は、株式のいざれかの金融商品取引所への上場がなされるまでの期間、及び上場から6ヶ月が経過する日までの期間は、新株予約権行使することはできないものとする。

ii 新株予約権者は、権利行使時においても、当社、当社の子会社の取締役、監査役又は従業員のいざれかの地位を有すること、顧問、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わず会社又は子会社との間で委任、請負等の継続的な契約関係にあることを要する。

iii 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人への相続は1回に限り認めるものとし、相続人は新株予約権行使が出来るものとする。

4. 組織再編行為の際の取扱い

会社が組織再編行為を行う場合は、手続に応じそれぞれ合併における存続会社若しくは新設会社、会社分割における承継会社若しくは新設会社、又は株式交換若しくは株式移転における完全親会社(いざれの場合も株式会社に限る。以下総称して「再編対象会社」という。)の新株予約権を、下記の方針に従って権利者に交付することができる。

i 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

- ii 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - iii 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、第1項に準じて決定する。
 - iv 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
組織再編行為の条件等を勘案の上、行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、第Ⅲ号に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
 - v 新株予約権行使することができる期間
交付される新株予約権行使することができる期間は、本新株予約権の行使期間に定める初日と組織再編行為の効力発生日のうちいざれか遅い日から、新株予約権行使することができる期間の末日までとする。
 - vi 権利行使の条件、取得事由、その他の新株予約権の内容
本新株予約権の内容に準じて、組織再編行為にかかる契約書又は計画において定めるものとする。
 - vii 取締役会による譲渡承認について
新株予約権の譲渡について、再編対象会社の取締役会の承認をするものとする。
5. 平成29年7月18日開催の取締役会決議により、平成29年7月31日付で1株を100株とする株式分割を行っております。上表の「提出日の前月末現在」に記載の「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」、「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」は調整後の内容となっております。

④ 第6回新株予約権

平成28年7月25日の取締役会決議に基づいて発行した会社法に基づく新株予約権は、次のとおりであります。

	最近事業年度末現在 (平成29年2月28日)	提出日の前月末現在 (平成29年9月30日)
新株予約権の数(個)	500(注)1	500(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	500(注)1	50,000(注)1、5
新株予約権の行使時の払込金額(円)	16,500(注)2	165(注)2、5
新株予約権の行使期間	自 平成30年5月23日 至 平成38年5月22日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 16,500円 資本組入額 8,250円	発行価格 165円(注)5 資本組入額 82.5円
新株予約権の行使の条件	(注)3	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の譲渡については、当社の取締役会の決議による承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4	(注)4

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、最近事業年度末現在(平成29年2月28日)は1株であり、提出日の前月末現在(平成29年7月31日)は100株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1\text{株当たり払込金額}}{1\text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

3. 新株予約権の主な行使条件

i 新株予約権者は、株式のいざれかの金融商品取引所への上場がなされるまでの期間、及び上場から6ヶ月が経過する日までの期間は、新株予約権行使することはできないものとする。

ii 新株予約権者は、権利行使時においても、当社、当社の子会社の取締役、監査役又は従業員のいざれかの地位を有すること、顧問、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わず会社又は子会社との間で委任、請負等の継続的な契約関係にあることを要する。

iii 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人への相続は1回に限り認めるものとし、相続人は新株予約権行使が出来るものとする。

4. 組織再編行為の際の取扱い

会社が組織再編行為を行う場合は、手続に応じそれぞれ合併における存続会社若しくは新設会社、会社分割における承継会社若しくは新設会社、又は株式交換若しくは株式移転における完全親会社(いざれの場合も株式会社に限る。以下総称して「再編対象会社」という。)の新株予約権を、下記の方針に従って権利者に交付することができる。

i 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

- ii 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - iii 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、第1項に準じて決定する。
 - iv 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
組織再編行為の条件等を勘案の上、行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、第Ⅲ号に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
 - v 新株予約権行使することができる期間
交付される新株予約権行使することができる期間は、本新株予約権の行使期間に定める初日と組織再編行為の効力発生日のうちいざれか遅い日から、新株予約権行使することができる期間の末日までとする。
 - vi 権利行使の条件、取得事由、その他の新株予約権の内容
本新株予約権の内容に準じて、組織再編行為にかかる契約書又は計画において定めるものとする。
 - vii 取締役会による譲渡承認について
新株予約権の譲渡について、再編対象会社の取締役会の承認をするものとする。
5. 平成29年7月18日開催の取締役会決議により、平成29年7月31日付で1株を100株とする株式分割を行っております。上表の「提出日の前月末現在」に記載の「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」、「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」は調整後の内容となっております。

⑤ 第7回新株予約権

平成28年7月25日の取締役会決議に基づいて発行した会社法に基づく第7回新株予約権は、次のとおりであります。

	最近事業年度末現在 (平成29年2月28日)	提出日の前月末現在 (平成29年9月30日)
新株予約権の数(個)	478(注) 1	468(注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	478(注) 1	46,800(注) 1、5
新株予約権の行使時の払込金額(円)	16,500(注) 2	165(注) 2、5
新株予約権の行使期間	自 平成30年5月23日 至 平成38年5月22日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 16,500円 資本組入額 8,250円	発行価格 165円(注) 5 資本組入額 82.5円
新株予約権の行使の条件	(注) 3	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の譲渡については、当社の取締役会の決議による承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4	(注) 4

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、最近事業年度末現在(平成29年2月28日)は1株であり、提出日の前月末現在(平成29年7月31日)は100株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1\text{株当たり払込金額}}{1\text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

3. 新株予約権の主な行使条件

- i 新株予約権者は、株式のいずれかの金融商品取引所への上場がなされるまでの期間、及び上場から6ヶ月が経過する日までの期間は、新株予約権行使することはできないものとする。
- ii 新株予約権者は、権利行使時においても、当社、当社の子会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位を有すること、顧問、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わず会社又は子会社との間で委任、請負等の継続的な契約関係にあることを要する。
- iii 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人への相続は1回に限り認めるものとし、相続人は新株予約権行使が出来るものとする。

4. 組織再編行為の際の取扱い

会社が組織再編行為を行う場合は、手続に応じそれぞれ合併における存続会社若しくは新設会社、会社分割における承継会社若しくは新設会社、又は株式交換若しくは株式移転における完全親会社(いずれの場合も株式会社に限る。以下総称して「再編対象会社」という。)の新株予約権を、下記の方針に従って権利者に交付することができる。

- i 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

- ii 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - iii 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、第1項に準じて決定する。
 - iv 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
組織再編行為の条件等を勘案の上、行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、第Ⅲ号に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
 - v 新株予約権を行使することができる期間
交付される新株予約権を行使することができる期間は、本新株予約権の行使期間に定める初日と組織再編行為の効力発生日のうちいざれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。
 - vi 権利行使の条件、取得事由、その他の新株予約権の内容
本新株予約権の内容に準じて、組織再編行為にかかる契約書又は計画において定めるものとする。
 - vii 取締役会による譲渡承認について
新株予約権の譲渡について、再編対象会社の取締役会の承認をするものとする。
5. 平成29年7月18日開催の取締役会決議により、平成29年7月31日付で1株を100株とする株式分割を行っております。上表の「提出日の前月末現在」に記載の「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」、「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」は調整後の内容となっております。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減額 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成26年6月30日 (注)1	2,500	19,300	10,000	100,000	10,000	19,500
平成28年6月27日 (注)2	2,100	21,400	8,400	108,400	8,400	27,900
平成28年7月29日 (注)3	160	21,560	1,600	110,000	1,040	28,940
平成28年8月31日 (注)4	900	22,460	3,600	113,600	3,600	32,540
平成29年7月31日 (注)5	2,223,540	2,246,000	—	113,600	—	32,540

(注) 1. 有償第三者割当増資によるものであります。

割当先	蒲原 寧	普通株式	2,428株
	西島 康隆	普通株式	72株

発行価格 20,000千円(1株当たり8,000円)

資本組入額 10,000千円(1株当たり4,000円)

2. 第5回新株予約権の行使によるものであります。

3. 有償第三者割当増資によるものであります。

割当先	奥井 裕介	普通株式	40株
	西島 康隆	普通株式	40株
	笠置 哲敬	普通株式	40株
	西島 雄一	普通株式	40株

発行価格 2,640千円(1株当たり16,500円)

資本組入額 1,600千円(1株当たり10,000円)

4. 第5回新株予約権の行使によるものであります。

5. 株式分割(1:100)によるものであります。

(5) 【所有者別状況】

平成29年9月30日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)							単元未満 株式の状況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	
株主数 (人)					個人以外	個人		
株主数 (人)	—	—	—	1	—	—	23	24
所有株式数 (単元)	—	—	—	4,000	—	—	18,460	22,460
所有株式数 の割合(%)	—	—	—	17.81	—	—	82.19	100.00

(注) 平成29年7月31日開催の臨時株主総会の決議により、同日付で1単元の株式数が100株となっております。

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成29年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 2,246,000	22,460	単元株式数は100株であります。権利 内容に何ら限定のない当社における 標準となる株式であります。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	2,246,000	—	—
総株主の議決権	—	22,460	—

(注) 平成29年7月18日開催の取締役会決議により、平成29年7月31日付で1株を100株とする株式分割を行っております。

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

(7) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、新株予約権方式によるストックオプション制度を採用しております。

当該制度は、会社法に基づき新株予約権を発行する方法によるものであります。

当該制度の内容は次のとおりであります。

第2回新株予約権

決議年月日	平成20年12月30日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 2名 当社従業員 1名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。

第3回新株予約権

決議年月日	平成23年 4月22日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 2名 当社従業員 1名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。

第4回新株予約権

決議年月日	平成24年2月23日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役1名 当社従業員43名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。

(注) 付与対象者の退職等による権利の喪失により、本書提出日の前月末現在における付与対象者数は当社取締役1名、当社従業員31名となっております。

第6回新株予約権

決議年月日	平成28年7月25日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役4名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。

第7回新株予約権

決議年月日	平成28年7月25日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員75名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。

(注) 付与対象者の退職等による権利の喪失により、本書提出日の前月末現在における付与対象者数は当社従業員69名となっております。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

該当事項はありません。

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3 【配当政策】

当社は、株主に対する利益還元を重要な経営課題と認識しており、将来の事業拡大や経営基盤強化のために内部留保を確保しつつ、財政状態及び経営成績等を総合的に判断して利益配当を実施していく方針であります。

当社は年1回の配当を基本的な方針としており、配当の決定機関は、株主総会であります。

第10期事業年度の剰余金の配当につきましては、継続的な配当を実施していく方針に基づき、1株当たり1,000円としております。

なお、当社は取締役会決議により中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

第10期事業年度に係る剰余金の配当は次のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)
平成29年5月29日 定時株主総会決議	22,460	1,000

(注) 平成29年7月31日付で普通株式1株につき100株に株式分割を行っております。

4 【株価の推移】

当社株式は非上場でありますので、該当事項はありません。

5 【役員の状況】

男性9名 女性0名(役員のうち女性の比率0%)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役 社長	—	蒲原 寧	昭和40年12月20日	昭和63年4月 平成14年10月 平成16年4月 平成17年10月 平成19年3月 株式会社三和銀行(現株式会社三 菱東京UFJ銀行)入行 株式会社UFJ日立システムズ出向 プロダクト開発第6部長 UFJIS株式会社出向 ITプラット ホーム部長 株式会社三菱東京UFJ銀行 シス テム部 次長 当社設立 代表取締役社長(現任)	(注) 3	1,303,800
常務取締役	金融システム 事業部長	西島 康隆	昭和45年12月7日	平成7年4月 平成13年5月 平成14年10月 平成17年7月 平成19年11月 平成20年5月 平成22年5月 平成23年11月 平成25年3月 三和システム開発株式会社(現三 菱UFJインフォメーションテクノ ロジー株式会社) 入社 プライスウォーターハウスクーパ ースコンサルタント株式会社(現 日本アイ・ビー・エム株式会社) 入社 フューチャーシステムコンサルテ イング株式会社(現フューチャー ^{アキテクト} 株式会社) 入社 日本振興銀行株式会社 入社 当社入社 取締役グローバルITソリューショ ン事業部長 取締役 金融統括役員 常務取締役 金融統括役員 常務取締役 金融システム事業部 長(現任)	(注) 3	59,200
取締役	イノベーショ ン事業部長	奥井 裕介	昭和45年7月27日	平成5年4月 平成20年4月 平成20年5月 平成21年11月 平成24年3月 平成25年3月 平成25年5月 平成25年10月 平成28年4月 平成28年11月 平成29年9月 株式会社三和銀行(現株式会社三 菱東京UFJ銀行)入社 当社入社 取締役 総合企画部長 取締役 IT基盤コンサルティング 基盤部長 取締役 ビジネス開発部長 取締役 金融システム事業部副事 業部長(現任) 取締役 品質保証部長 取締役 金融システム第2部長 取締役 事業性評価サービス部長 取締役 カードソリューション部 長 取締役 イノベーション事業部 長(現任)	(注) 3	198,000
取締役	ソリューショ ン事業部長	笠置 哲敬	昭和48年2月21日	平成9年4月 平成11年1月 平成19年4月 平成23年6月 平成24年6月 平成27年5月 大和設計株式会社 入社 株式会社理研コムネット 入社 当社入社 金融システム事業部カードソリュ ーション部長 金融システム事業部IT基盤コンサ ルティング部長 取締役ソリューション事業部 長(現任)	(注) 3	4,000

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数(株)
取締役	コーポレート本部長 品質管理部長(兼務)	西島 雄一	昭和45年2月4日	平成5年3月 平成11年7月 平成14年12月 平成20年3月 平成21年8月 平成22年8月 平成24年11月 平成24年12月 平成25年5月 平成29年5月	株式会社電通計算センター(現株式会社電通マネジメントサービス)入社 株式会社スパートニク 入社 オンコセラピー・サイエンス株式会社 入社 セルジエンティック株式会社 入社 アルプラス株式会社 入社 アンジェスマ株式会社 入社 当社入社 総合企画部長 取締役 コーポレート本部長(現任) 取締役 品質管理部長(現任)	(注)3	4,000
取締役	—	植田 俊道	昭和42年7月10日	平成2年10月 平成8年10月 平成11年10月 平成20年3月 平成24年9月 平成25年3月 平成29年5月	中央新光監査法人 入所 大和證券株式会社(現大和証券株式会社) 入社 株式会社ラルク 取締役 アンジェスマ株式会社 管理担当執行役員 響きパートナーズ株式会社 取締役パートナー(現任) サンバイオ株式会社 社外監査役(現任) 当社取締役(現任)	(注)3	—
常勤監査役	—	在賀 良助	昭和17年9月14日	昭和48年8月 平成1年6月 平成8年6月 平成16年3月 平成16年4月 平成17年9月 平成19年4月 平成19年6月	株式会社東洋情報システム(現TIS株式会社)入社 取締役就任 代表取締役専務 同社退社 株式会社IJJテクノロジー(現株式会社インターネットイニシアティブ) 代表取締役社長 同社退社 当社監査役(現任) ラティステクノロジー株式会社監査役(現任)	(注)4	74,000
監査役	—	蓮沼 和彦	昭和22年6月6日	昭和46年4月 平成10年4月 平成12年5月 平成13年4月 平成14年1月 平成14年6月 平成16年6月 平成23年5月	株式会社三和銀行(現株式会社三菱東京UFJ銀行)入社 株式会社三和銀行システム部長 株式会社三和銀行執行役員システム部長 株式会社UFJホールディングス執行役員IT企画部長 株式会社UFJ銀行執行役員システム部長 株式会社心斎橋共同センタービルディング代表取締役 株式会社日立システムアンドサービス取締役 当社監査役(現任)	(注)4	100,000
監査役	—	安田 幸一	昭和41年10月30日	昭和63年9月 平成3年4月 平成12年5月 平成17年2月 平成18年6月 平成18年9月 平成22年12月 平成24年5月 平成27年12月	港監査法人(現新日本有限責任監査法人)入所 公認会計士登録 安田公認会計士事務所開業 代表(現任) 税理士登録 みかさ監査法人 代表社員(現任) 税理士法人みかさ 代表社員(現任) グローバル・ソリューションズ・コンサルティング株式会社 取締役就任(現任) 当社監査役(現任) 株式会社インターネットトレード 社外取締役(現任)	(注)4	—
計							1,743,000

- (注) 1. 取締役植田俊道は、社外取締役であります。
2. 監査役在賀良助、蓮沼和彦及び安田幸一は、社外監査役であります。
3. 平成29年7月31日開催の臨時株主総会終結の時から、平成31年2月期に係わる定時株主総会終結の時までであります。
4. 平成29年7月31日開催の臨時株主総会終結の時から、平成33年2月期に係わる定時株主総会終結の時までであります。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

当社は、企業価値の安定的な向上と株主や取引先等のステークホルダーを始め、社会一般からも信頼される企業となるべく、法令遵守の徹底とコーポレート・ガバナンスの充実を経営上の重要な課題と位置づけております。そのために、今後更に精度の高い法令遵守体制の確立と、経営環境の変化に適切かつ機動的に対応できる組織並びに株主重視の公正かつ透明性の高い意思決定プロセスの導入を図ってまいる所存です。

① 企業統治の体制

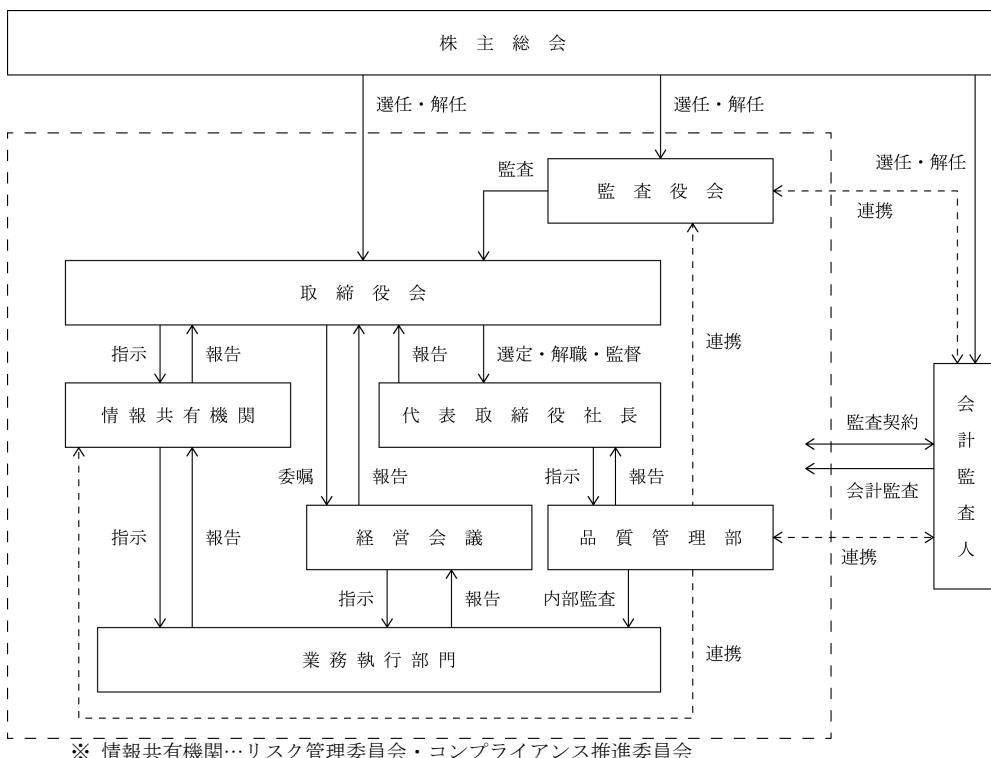
当社の業務執行・監査及び内部統制の仕組みは、以下のとおりであります。

イ. 会社の機関の基本説明

当社は、取締役6名(うち1名社外取締役)、監査役3名(3名とも社外監査役)で構成しております。

また、代表取締役社長直轄の独立機関として内部監査担当部署である品質管理部を設置し、担当者2名が従事しております。

口. 当社の業務執行・監査及び内部統制の仕組みは、以下のとおりであります。



八、取締役会

当社の取締役会は常勤取締役 5 名及び社外取締役 1 名で構成されており、代表取締役及び社外取締役を除き、各取締役はそれぞれの部門を管掌しております。毎月 1 回の定時取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。

取締役会には監査役3名(3名とも社外監査役)も出席し、経営に関する重要事項や業務執行の決定のための監査機能を確保しております。

ニ. 監査役会

当社は監査役会設置会社であります。監査役は3名で会社法第2条第16号に定める社外監査役の条件を満たしております。

監査役会は毎月1回開催されており、その他、取締役会など会社の重要な会議に出席して、社内の実態を把握するなどして、内部監査や監査法人との連携に努めております。具体的には、監査役は取締役の職務執行が法令を遵守している否かの観点から、年度監査計画に基づいて監査の実施、取締会への出席、各取締役との定期的な面談を行うなどして、内部統制の有効性を検証しております。

ホ. 経営会議

当社は、取締役会の委嘱を受けた事項、その他経営に属する重要事項を協議し、その運営を円滑に行うため経営会議を設置しております。経営会議は常勤取締役及び部長以上の者で構成されており、常勤監査役は任意により出席できるものとしております。毎月1回の定時経営会議のほか必要に応じて随時開催しております。

ヘ. コンプライアンス推進委員会(情報共有機関)

当社は、コンプライアンス規程を制定し、取締役会直轄のコンプライアンス推進委員会を設置して、コンプライアンス体制の構築・維持に努めております。内部監査担当は、コンプライアンス推進委員会と連携の上、コンプライアンスの状況を監査しており、これらの活動は定期的に取締役会及び監査役会に報告されております。また、法令上疑義のある行為等について社員が直接情報提供を行う手段として社内内部通報窓口をコンプライアンス推進委員会事務局内に設置しております。

ト. リスク管理委員会(情報共有機関)

当社は、取締役会及びリスク管理委員会を中心に、適宜リスクを検討し、早期発見と未然防止を図っております。また、各部門もリスクを意識しながら日常の業務の遂行に努めており、内部監査や監査役監査においてもリスクの可能性を監査記録に残し、適宜改善勧告を行っております。弁護士や税理士など、社外協力者にも必要に応じて助言、指導を受ける体制を整えております。

チ. 内部統制システムの整備の状況

当社は、取締役及び社員に期待する行動指針の一つとして内部統制基本方針を定めて周知徹底し、高い倫理観に基づいて行動する企業風土を醸成しております。また、コンプライアンス規程を制定し、取締役会直轄のコンプライアンス推進委員会を設置して、コンプライアンス体制の構築・維持に努めております。内部監査担当は、コンプライアンス推進委員会と連携の上、コンプライアンスの状況を監査しており、これらの活動は、定期的に取締役会及び監査役会に報告されております。また、法令上疑義のある行為等について社員が直接情報提供を行う手段として社内内部通報窓口をコンプライアンス推進委員会事務局内に設置しております。

なお、当社の内部統制基本方針で定めた体制及び事項は以下のとおりであります。

- a. 取締役及び社員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- b. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- c. 損失の危機の管理に関する規定その他の体制
- d. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- e. 財務報告の適正性を確保するための体制
- f. 監査役がその職務を補助すべき社員を置くことを求めた場合における当該社員に関する事項並びにその社員の取締役からの独立性に関する事項
- g. 取締役及び社員が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
- h. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

② 内部監査及び監査役監査

内部監査規程に基づいて、社長直轄の内部監査担当部署である品質管理部(担当者2名)が、当社の業務執行の重要な部分であるプロジェクトの運営の監査(随時)のみならず、これを含む内部統制組織全体の有効性の評価、分析、改善指導を定期的に実施し、監査結果を社長へ報告しております。

また、内部監査担当者と会計監査人は、会計監査人の往査時に適宜意見交換を行うことにより、相互に連携を図っております。

監査役は、定期的な監査役会の開催のほか、取締役会への出席、経営会議への出席、会社財産の調査及び業務の調査等を通じて取締役の業務を十分に監査できる体制となっており、不正行為又は法令若しくは定款に違反する事実の発生防止にも取り組んでおります。また、必要に応じて、内部監査担当者と意見及び情報の交換を行っております。更に監査役は、会計監査人より監査結果報告を聴取し、必要に応じて監査計画、監査実施状況等について会計監査人に報告を求めるなど情報の共有を図り、監査機能の有効性・効率性を高めるための取組みを行っております。

③ 会計監査の状況

当社は有限責任 あずさ監査法人と監査契約を締結し、当該監査法人の監査を受けております。同監査法人及び同監査法人の業務執行社員と当社との間で特別な利害関係はありません。なお、継続監査年数については、全員7年以内のため記載を省略しております。

業務を執行する公認会計士の氏名

- ・ 指定有限責任社員 業務執行社員 篠崎 和博
- ・ 指定有限責任社員 業務執行社員 伊藤 俊哉
- ・ 指定有限責任社員 業務執行社員 坂井 知倫

会計監査業務に係わる補助者の構成

- ・ 公認会計士 3名
- ・ その他 2名

④ リスク管理体制の整備の状況

当社は、取締役会及びリスク管理委員会を中心に、適宜リスクを検討し、早期発見と未然防止を図っております。また、各部門もリスクを意識しながら日常の業務の遂行に努めています。内部監査や監査役監査においてもリスクの可能性を監査記録に残し、適宜改善勧告を行っております。弁護士や税理士など、社外協力者にも必要に応じて助言、指導を受ける体制を整えております。

⑤ 社外取締役及び社外監査役

当社は社外取締役1名及び社外監査役3名を選任しております。

当社において、社外取締役及び社外監査役を選任するための独立性について特段の定めはありませんが、東京証券取引所の独立役員の独立性に関する判断基準等を参考に、専門的な知見に基づく客観的かつ適切な監督又は監査といった機能及び役割が期待され、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことを基本的な考え方として、選任しております。

社外取締役である植田俊道は、公認会計士として企業会計及びディスクロージャー制度等に関する相当程度の知見を有していることから、社外取締役として当社の経営に有益な助言を頂けるものとして選任しております。

社外監査役である在賀良助は、IT業界における長年の経験と経営者としての見識を有しており、取締役の職務の執行全般にわたり適正性を確保するために社外監査役として選任しております。

社外監査役である蓮沼和彦は、長年にわたる銀行のIT部門責任者としての経験及び上場企業での取締役としての知見を有しており、取締役の職務の執行全般にわたり適正性を確保するために社外監査役として選任しております。

社外監査役である安田幸一は、公認会計士として企業会計に関する相当程度の知見を有するため、社外監査役として選任しております。

当社の社外取締役については、社内出身者とは異なる経歴・知識・経験等に基づき、より視野の広い立場から、会社の重要な意思決定に参加し、その決定プロセスについて確認・助言を行い、経営陣に対する実効的な監視監督を行っており、社外監査役についても、監査体制の独立性及び中立性を求め、中立の立場から客観的な監査意見を表明することで、より実効的な監査役監査を行っており、その高い独立性及び専門的な知見に基づき、客観的かつ適切な監視、監督といった期待される機能及び役割を十分に果たし、当社の企業統治の有効性に大きく寄与しているものと考えております。

社外監査役は、意思疎通を十分に図って連携し、内部監査人からの各種報告を受け、監査役会での十分な議論を踏まえて監査を行っております。また、当社は、監査役からその職務を補助すべき使用人を置くことを要請された場合には、遅滞なく対応する体制を整備しております。社外監査役、内部監査人、会計監査人の三者は、必要に応じて協議を行い、連携して企業経営の健全性と透明性の確保に努めております。

なお、社外取締役及び社外監査役の独立性については、社外監査役の在賀良助は当社株式74,000株、蓮沼和彦は当社株式100,000株をそれぞれ保有しておりますが主要株主ではなく、それ以外に、当社と社外役員との間に人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はないため、一般株主と利益が相反しないと判断しており、独立性は確保されているものと考えております。

⑥ 役員の報酬等

イ. 提出会社の役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)				対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	ストック オプション	賞与	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く。)	92,740	92,740	—	—	—	5
監査役 (社外監査役を除く。)	—	—	—	—	—	—
社外監査役	5,400	5,400	—	—	—	3

ロ. 報酬額が1億円以上である者の報酬等の総額

該当事項はありません。

ハ. 使用人兼務役員の使用人給与のうち重要なもの

該当事項はありません。

ロ. 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針

当社役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関しては、株主総会で定められた報酬限度額内において、各役員の職務の内容、職位及び実績・成果等を勘案して報酬額を決定しております。

⑦ 取締役の定数

当社の取締役は10名以内とする旨を定款で定めております。

⑧ 取締役の選任の決議要件

取締役の選任決議は、議決権を行使することのできる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとする旨を定款に定めております。

⑨ 株主総会の特別決議要件

会社法第309条第2項の定めによる株主総会の特別決議要件については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款で定めております。これは特別決議要件を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

⑩ 中間配当

当社は、株主への機動的な利益還元を行うため、会社法第454条第5項の規定に基づき、取締役会の決議によって、毎年8月31日を基準日として、中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

⑪ 自己株式の取得

当社は、経済情勢の変化に対応し、機動的な資本政策の遂行を可能とするため、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって、市場取引等により自己株式を取得することができる旨を定款に定めております。

⑫ 取締役及び監査役の責任免除

当社は取締役及び監査役の責任免除について、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）及び監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨を定款に定めております。これは、取締役及び監査役が職務を遂行するにあたり、その能力を十分に発揮して、期待される役割を果たしうる環境を整備することを目的とするものであります。

⑬ 取締役及び監査役との責任限定契約

会社法第427条第1項の規定により、業務執行取締役等ではない取締役及び監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に定め、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額としております。なお、本書提出日現在において、当該契約は締結しておりません。

⑭ 株式の保有状況

a. 純投資目的以外の目的の投資株式

該当事項はありません。

b. 純投資目的の投資株式

該当事項はありません。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

最近事業年度の前事業年度		最近事業年度	
監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
4,500	—	8,300	—

② 【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

③ 【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

該当事項はありません。

④ 【監査報酬の決定方針】

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針としましては、監査証明業務に係わる人員数、監査日数等を勘案した上で決定しております。

なお、監査公認会計士等の独立性を担保する観点から、監査報酬の額の決定に際しては監査役会の同意を得ております。

第5 【経理の状況】

1. 財務諸表及び四半期財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。
- (2) 当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第63号)に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

- (1) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前事業年度(平成27年3月1日から平成28年2月29日まで)及び当事業年度(平成28年3月1日から平成29年2月28日まで)の財務諸表について、有限責任あずさ監査法人により監査を受けております。
- (2) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期会計期間(平成29年6月1日から平成29年8月31日まで)及び第2四半期累計期間(平成29年3月1日から平成29年8月31日まで)に係る四半期財務諸表について、有限責任あずさ監査法人の四半期レビューを受けております。

3. 連結財務諸表及び四半期連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表及び四半期連結財務諸表を作成しておりません。

4. 貢務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更等について的確に対応できる体制を整備するため、監査法人やディスクロージャー支援会社等が主催するセミナーへの参加及び財務・会計情報誌の購読等を行っております。

1 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成28年2月29日)	当事業年度 (平成29年2月28日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	788,088	430,183
売掛金	211,101	355,641
仕掛品	—	311,968
前払費用	13,891	18,255
繰延税金資産	24,612	24,092
その他	526	10,652
流動資産合計	<u>1,038,220</u>	<u>1,150,793</u>
固定資産		
有形固定資産		
建物	6,579	9,671
減価償却累計額	△4,261	△4,798
建物（純額）	2,318	4,873
工具、器具及び備品	9,903	14,001
減価償却累計額	△8,415	△9,765
工具、器具及び備品（純額）	1,488	4,235
有形固定資産合計	<u>3,806</u>	<u>9,108</u>
無形固定資産		
ソフトウエア	630	20,418
無形固定資産合計	<u>630</u>	<u>20,418</u>
投資その他の資産		
長期前払費用	558	10,226
繰延税金資産	9,160	11,600
敷金及び保証金	16,189	21,104
会員権	3,325	4,825
その他	—	10
投資その他の資産合計	<u>29,233</u>	<u>47,766</u>
固定資産合計	<u>33,670</u>	<u>77,294</u>
資産合計	<u>1,071,891</u>	<u>1,228,087</u>

(単位：千円)

	前事業年度 (平成28年2月29日)	当事業年度 (平成29年2月28日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	93,405	204,619
1年内償還予定の社債	17,000	17,000
1年内返済予定の長期借入金	147,832	133,844
未払金	10,635	25,589
未払費用	13,465	15,980
未払法人税等	48,149	39,932
未払消費税等	16,566	—
預り金	5,473	5,543
賞与引当金	48,102	55,514
流動負債合計	<u>400,631</u>	<u>498,023</u>
固定負債		
社債	37,000	20,000
長期借入金	289,017	264,211
退職給付引当金	26,152	33,701
資産除去債務	3,837	6,066
固定負債合計	<u>356,007</u>	<u>323,979</u>
負債合計	<u>756,638</u>	<u>822,002</u>
純資産の部		
株主資本		
資本金	100,000	113,600
資本剰余金		
資本準備金	19,500	32,540
資本剰余金合計	<u>19,500</u>	<u>32,540</u>
利益剰余金		
利益準備金	847	5,093
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	194,905	254,851
利益剰余金合計	<u>195,753</u>	<u>259,945</u>
株主資本合計	<u>315,253</u>	<u>406,085</u>
純資産合計	<u>315,253</u>	<u>406,085</u>
負債純資産合計	<u>1,071,891</u>	<u>1,228,087</u>

【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

当第2四半期会計期間
(平成29年8月31日)

資産の部	
流動資産	
現金及び預金	963,687
売掛金	239,378
仕掛品	52,302
その他	48,242
流動資産合計	1,303,611
固定資産	
有形固定資産	7,055
無形固定資産	18,283
投資その他の資産	48,511
固定資産合計	73,850
資産合計	1,377,461
負債の部	
流動負債	
買掛金	189,226
1年内償還予定の社債	17,000
1年内返済予定の長期借入金	137,136
未払法人税等	48,324
未払消費税等	52,877
賞与引当金	58,727
その他	51,996
流動負債合計	555,287
固定負債	
社債	11,500
長期借入金	282,542
退職給付引当金	39,154
資産除去債務	6,100
固定負債合計	339,296
負債合計	894,583
純資産の部	
株主資本	
資本金	113,600
資本剰余金	32,540
利益剰余金	336,737
株主資本合計	482,877
純資産合計	482,877
負債純資産合計	1,377,461

② 【損益計算書】

(単位 : 千円)

	前事業年度 (自 平成27年3月1日 至 平成28年2月29日)	当事業年度 (自 平成28年3月1日 至 平成29年2月28日)
売上高	1,436,014	1,723,059
売上原価	975,894	1,156,770
売上総利益	460,119	566,288
販売費及び一般管理費	※1,2 304,329	※1,2 394,563
営業利益	155,789	171,725
営業外収益		
受取利息	149	28
雑収入	92	0
営業外収益合計	242	28
営業外費用		
支払利息	6,006	4,452
社債利息	346	254
その他	377	296
営業外費用合計	6,730	5,002
経常利益	149,301	166,751
特別利益		
補助金収入	1,810	—
特別利益合計	1,810	—
税引前当期純利益	151,112	166,751
法人税、住民税及び事業税	55,819	62,018
法人税等調整額	△9,787	△1,919
法人税等合計	46,032	60,099
当期純利益	105,079	106,652

【売上原価明細書】

区分	注記番号	前事業年度 (自 平成27年3月1日 至 平成28年2月29日)		当事業年度 (自 平成28年3月1日 至 平成29年2月28日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
I 労務費	※ 1	500,053	51.2	549,053	36.9
II 経費		475,841	48.8	940,433	63.1
当期総製造費用		975,894	100.0	1,489,487	100.0
仕掛品期首たな卸高		—	—	—	—
合計		975,894	—	1,489,487	—
仕掛品期末たな卸高		—	—	311,968	—
他勘定振替高		—	—	20,748	—
売上原価		975,894	—	1,156,770	—

(注) ※1 主な内訳は、次のとおりであります。

項目	前事業年度(千円)	当事業年度(千円)
外注費	428,779	866,177
旅費交通費	38,260	50,910

※2 他勘定振替高の内容は、次のとおりであります。

項目	前事業年度(千円)	当事業年度(千円)
ソフトウェア	—	20,620
その他	—	127
計	—	20,748

(原価計算の方法)

当社の原価計算は、実際原価計算によるプロジェクト別個別原価計算であります。

【四半期損益計算書】

【第2四半期累計期間】

(単位：千円)

当第2四半期累計期間 (自 平成29年3月1日 至 平成29年8月31日)	
売上高	1,468,901
売上原価	1,087,041
売上総利益	381,859
販売費及び一般管理費	※1 241,612
営業利益	140,247
営業外収益	
受取利息	4
その他	218
営業外収益合計	223
営業外費用	
支払利息	1,854
上場関連費用	2,000
その他	117
営業外費用合計	3,972
経常利益	136,498
特別利益	
補助金収入	4,727
特別利益合計	4,727
税引前四半期純利益	141,226
法人税、住民税及び事業税	41,973
法人税等合計	41,973
四半期純利益	99,252

③ 【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 平成27年3月1日 至 平成28年2月29日)

(単位：千円)

資本金	株主資本		
	資本剰余金		資本準備金
	資本準備金	資本剰余金合計	
当期首残高	100,000	19,500	19,500
当期変動額			
剰余金の配当			
当期純利益			
当期変動額合計	—		—
当期末残高	100,000	19,500	19,500

利益準備金	株主資本			株主資本合計	純資産合計		
	利益剰余金		利益剰余金合計				
	その他	利益剰余金					
	利益剰余金	繰越利益剰余金					
当期首残高	558	93,010	93,568	213,068	213,068		
当期変動額							
剰余金の配当	289	△3,184	△2,895	△2,895	△2,895		
当期純利益		105,079	105,079	105,079	105,079		
当期変動額合計	289	101,895	102,184	102,184	102,184		
当期末残高	847	194,905	195,753	315,253	315,253		

当事業年度(自 平成28年3月1日 至 平成29年2月28日)

(単位:千円)

資本金	株主資本		
	資本剰余金		資本準備金
	資本準備金	資本剰余金合計	
当期首残高	100,000	19,500	19,500
当期変動額			
新株の発行	1,600	1,040	1,040
新株の発行 (新株予約権の行使)	12,000	12,000	12,000
剰余金の配当			
当期純利益			
当期変動額合計	13,600	13,040	13,040
当期末残高	113,600	32,540	32,540

利益準備金	株主資本			株主資本合計	純資産合計		
	利益剰余金		利益剰余金合計				
	その他 利益剰余金	繰越利益剰余金					
当期首残高	847	194,905	195,753	315,253	315,253		
当期変動額							
新株の発行				2,640	2,640		
新株の発行 (新株予約権の行使)				24,000	24,000		
剰余金の配当	4,246	△46,706	△42,460	△42,460	△42,460		
当期純利益		106,652	106,652	106,652	106,652		
当期変動額合計	4,246	59,946	64,192	90,832	90,832		
当期末残高	5,093	254,851	259,945	406,085	406,085		

④ 【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成27年3月1日 至 平成28年2月29日)	当事業年度 (自 平成28年3月1日 至 平成29年2月28日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	151,112	166,751
減価償却費	1,251	2,720
賞与引当金の増減額（△は減少）	7,609	7,411
退職給付引当金の増減額（△は減少）	10,584	7,549
受取利息	△149	△28
支払利息及び社債利息	6,353	4,706
売上債権の増減額（△は増加）	△32,104	△144,540
たな卸資産の増減額（△は増加）	—	△311,968
未払金の増減額（△は減少）	△6,575	11,205
未払消費税等の増減額（△は減少）	△20,209	△16,566
仕入債務の増減額（△は減少）	3,936	111,213
その他	△841	△15,331
小計	120,966	△176,877
利息及び配当金の受取額	149	28
利息の支払額	△6,602	△4,847
法人税等の支払額	△21,203	△76,113
営業活動によるキャッシュ・フロー	93,309	△257,810
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	△10,006	△10,008
定期預金の払戻による収入	10,004	10,006
有形固定資産の取得による支出	△1,650	△1,278
無形固定資産の取得による支出	△728	△20,620
敷金及び保証金の差入による支出	△1,155	△5,480
敷金及び保証金の回収による収入	429	565
会員権の取得による支出	—	△1,500
その他	—	△10
投資活動によるキャッシュ・フロー	△3,106	△28,326
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入れによる収入	200,000	150,000
長期借入金の返済による支出	△149,572	△188,794
社債の償還による支出	△17,000	△17,000
株式の発行による収入	—	26,640
配当金の支払額	△2,905	△42,460
その他	△237	△156
財務活動によるキャッシュ・フロー	30,284	△71,770
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	120,487	△357,907
現金及び現金同等物の期首残高	657,594	778,082
現金及び現金同等物の期末残高	※1 778,082	※1 420,174

【四半期キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

当第2四半期累計期間
(自 平成29年3月1日
至 平成29年8月31日)

営業活動によるキャッシュ・フロー	
税引前四半期純利益	141,226
減価償却費	4,188
賞与引当金の増減額（△は減少）	3,213
退職給付引当金の増減額（△は減少）	5,452
受取利息	△4
支払利息	1,854
上場関連費用	2,000
売上債権の増減額（△は増加）	116,262
たな卸資産の増減額（△は増加）	259,665
未払金の増減額（△は減少）	642
未払消費税等の増減額（△は減少）	62,342
仕入債務の増減額（△は減少）	△15,393
その他	△1,440
小計	580,008
利息及び配当金の受取額	4
利息の支払額	△1,907
法人税等の支払額	△34,055
営業活動によるキャッシュ・フロー	544,050
投資活動によるキャッシュ・フロー	
定期預金の預入による支出	△10,009
定期預金の払戻による収入	10,008
敷金及び保証金の差入による支出	△1,316
敷金及び保証金の回収による収入	170
投資活動によるキャッシュ・フロー	△1,146
財務活動によるキャッシュ・フロー	
長期借入れによる収入	100,000
長期借入金の返済による支出	△78,377
社債の償還による支出	△8,500
配当金の支払額	△22,460
その他	△63
財務活動によるキャッシュ・フロー	△9,400
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	533,503
現金及び現金同等物の期首残高	420,174
現金及び現金同等物の四半期末残高	※1 953,678

【注記事項】

(重要な会計方針)

前事業年度（自 平成27年3月1日 至 平成28年2月29日）

1. デリバティブ取引等の評価基準及び評価方法

時価法によっております。

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

(1) 仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）によっております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 15年

工具、器具及び備品 4～5年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、自社利用目的のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年）に基づいております。

4. 繰延資産の処理方法

(1) 株式交付費

支出時に全額費用として処理しております。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

なお、当事業年度においては、貸倒実績はなく、また貸倒懸念債権等もないため、貸倒引当金を計上しておりません。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

6. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

金利スワップについては、特例処理の要件を満たしておりますので、特例処理を採用しております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…金利スワップ取引

ヘッジ対象…借入金の金利

(3) ヘッジ方針

借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っております。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

金利スワップについては、特例処理によっているため、有効性の評価を省略しております。

7. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、隨時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヵ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

8. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

当事業年度（自 平成28年3月1日 至 平成29年2月28日）

1. デリバティブ取引等の評価基準及び評価方法

時価法によっております。

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

(1) 仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）によっております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。ただし、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法によつております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 15年

工具、器具及び備品 2～5年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、自社利用目的のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年）に基づいております。

4. 繰延資産の処理方法

(1) 株式交付費

支出時に全額費用として処理しております。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権について個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

なお、当事業年度においては、貸倒実績はなく、また貸倒懸念債権等もないため、貸倒引当金を計上しておりません。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

6. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

金利スワップについては、特例処理の要件を満たしておりますので、特例処理を採用しております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…金利スワップ取引

ヘッジ対象…借入金の金利

(3) ヘッジ方針

借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っております。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

金利スワップについては、特例処理によっているため、有効性の評価を省略しております。

7. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、隨時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヵ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

8. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

前事業年度(自 平成27年3月1日 至 平成28年2月29日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成28年3月1日 至 平成29年2月28日)

(平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用)

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号平成28年6月17日）を当事業年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。なお、当事業年度において、財務諸表に与える影響額は軽微であります。

(貸借対照表関係)

前事業年度(自 平成27年3月1日 至 平成28年2月29日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成28年3月1日 至 平成29年2月28日)

該当事項はありません。

(損益計算書関係)

※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額並びにおおよその割合は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成27年3月1日 至 平成28年2月29日)	当事業年度 (自 平成28年3月1日 至 平成29年2月28日)
役員報酬	92,760千円	98,140千円
給料手当	55,709千円	38,955千円
賞与引当金繰入額	8,620千円	2,438千円
退職給付費用	1,651千円	1,307千円
減価償却費	1,206千円	1,654千円
地代家賃	30,896千円	30,807千円
人材採用費	19,046千円	32,413千円
おおよその割合		
販売費	6.7%	6.8%
一般管理費	93.3%	93.2%

※2 一般管理費に含まれる研究開発費の総額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成27年3月1日 至 平成28年2月29日)	当事業年度 (自 平成28年3月1日 至 平成29年2月28日)
	1,723千円	63,106千円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 平成27年3月1日 至 平成28年2月29日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	19,300	—	—	19,300

2 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当事業年度末残高(千円)
			当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末	
提出会社	平成21年ストック・オプションとしての新株予約権(第2回)	—	—	—	—	—	—
	平成23年ストック・オプションとしての新株予約権(第3回)	—	—	—	—	—	—
	平成24年ストック・オプションとしての新株予約権(第4回)	—	—	—	—	—	—
	平成26年ストック・オプションとしての新株予約権(第5回)	—	—	—	—	—	—
合計			—	—	—	—	—

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成27年5月28日 定時株主総会	普通株式	2,895	150	平成27年2月28日	平成27年5月29日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成28年5月23日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	42,460	2,200	平成28年2月29日	平成28年5月24日

当事業年度(自 平成28年3月1日 至 平成29年2月28日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	19,300	3,160	—	22,460

(変動事由の概要)

普通株式の株式数の増加3,160株は、第三者割当増資による増加160株及びストック・オプションの行使による増加3,000株であります。

2 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当事業年度末残高(千円)
			当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末	
提出会社	平成21年ストック・オプションとしての新株予約権(第2回)	—	—	—	—	—	—
	平成23年ストック・オプションとしての新株予約権(第3回)	—	—	—	—	—	—
	平成24年ストック・オプションとしての新株予約権(第4回)	—	—	—	—	—	—
	平成28年ストック・オプションとしての新株予約権(第6回)	—	—	—	—	—	—
	平成28年ストック・オプションとしての新株予約権(第7回)	—	—	—	—	—	—
合計			—	—	—	—	—

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成28年5月23日 定時株主総会	普通株式	42,460	2,200	平成28年2月29日	平成28年5月24日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成29年5月29日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	22,460	1,000	平成29年2月28日	平成29年5月30日

(キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成27年 3月 1日 至 平成28年 2月29日)	当事業年度 (自 平成28年 3月 1日 至 平成29年 2月28日)
現金及び預金	788,088千円	430,183千円
預入期間が3か月を超える定期預金	△10,006千円	△10,008千円
現金及び現金同等物	778,082千円	420,174千円

(リース取引関係)

前事業年度(自 平成27年 3月 1日 至 平成28年 2月29日)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

当事業年度(自 平成28年 3月 1日 至 平成29年 2月28日)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(金融商品関係)

前事業年度(自 平成27年3月1日 至 平成28年2月29日)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社の資金運用については、将来の投資に対する待機資金として、流動性を維持するため短期的な預金等に限定し、また、資金調達については、必要に応じ銀行借入により調達しております。また、デリバティブ取引については、借入金の金利変動リスクをヘッジする目的で金利スワップは利用しておりますが、売買益を目的とした投機的な取引は一切行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び未払金は2ヵ月以内の支払期日であります。また、借入金及び社債は主に運転資金の調達を目的としたものであります。

営業債務は流動性リスクに、借入金、社債は流動性リスク及び金利変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、与信管理規程に従い、営業債権について、各事業部門並びにコーポレート本部が主要な取引先状況をモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

② 市場リスク(金利等の変動リスク)の管理

借入金に係る支払金利の変動リスクを抑制するために、一部については支払金利の変動リスクを回避し支払利息の固定化をはかる目的で、金利スワップ取引を実施しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社は、各部署からの報告に基づきコーポレート本部が適時に資金計画を作成し、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価額がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	788,088	788,088	—
(2) 売掛金	211,101	211,101	—
資産計	999,189	999,189	—
(1) 買掛金	93,405	93,405	—
(2) 未払金	10,635	10,635	—
(3) 社債(1年内償還予定の社債を含む)	54,000	54,482	482
(4) 長期借入金(1年内返済予定の長期借入金を含む)	436,849	438,599	1,750
負債計	594,890	597,124	2,233
デリバティブ取引	—	—	—

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負債

(1) 買掛金、(2) 未払金

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 社債

社債の時価については、元利金の合計額を同様の新規社債発行を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

(4) 長期借入金

長期借入金の時価については、固定金利によるものは、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。なお、変動金利による長期借入金のうち金利スワップの特例処理の対象とされているものについては、当該金利スワップと一緒にして処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

デリバティブ取引

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一緒にして処理されているため、その時価は当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

(注2) 金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	788,088	—	—	—
売掛金	211,101	—	—	—
合計	999,189	—	—	—

(注3) 社債、長期借入金、リース債務及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
社債	17,000	17,000	12,000	8,000	—	—
長期借入金	147,832	136,860	92,508	56,296	3,353	—
合計	164,832	153,860	104,508	64,296	3,353	—

当事業年度(自 平成28年3月1日 至 平成29年2月28日)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社の資金運用については、将来の投資に対する待機資金として、流動性を維持するため短期的な預金等に限定し、また、資金調達については、必要に応じ銀行借入により調達しております。また、デリバティブ取引については、借入金の金利変動リスクをヘッジする目的で金利スワップは利用しておりますが、売買益を目的とした投機的な取引は一切行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び未払金は2ヵ月以内の支払期日であります。また、借入金及び社債は主に運転資金の調達を目的としたものであります。

営業債務は流動性リスクに、借入金、社債は流動性リスク及び金利変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、与信管理規程に従い、営業債権について、各事業部門並びにコーポレート本部が主要な取引先の状況をモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

② 市場リスク(金利等の変動リスク)の管理

借入金に係る支払金利の変動リスクを抑制するために、一部については支払金利の変動リスクを回避し支払利息の固定化をはかる目的で、金利スワップ取引を実施しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社は、各部署からの報告に基づきコーポレート本部が適時に資金計画を作成し、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価額がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	430,183	430,183	—
(2) 売掛金	355,641	355,641	—
資産計	785,825	785,825	—
(1) 買掛金	204,619	204,619	—
(2) 未払金	25,589	25,589	—
(3) 社債(1年内償還予定の社債を含む)	37,000	37,193	193
(4) 長期借入金(1年内返済予定の長期借入金を含む)	398,055	398,552	497
負債計	665,264	665,955	690
デリバティブ取引	—	—	—

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負債

(1) 買掛金、(2) 未払金

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 社債

社債の時価については、元利金の合計額を同様の新規社債発行を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

(4) 長期借入金

長期借入金の時価については、固定金利によるものは、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。なお、変動金利による長期借入金のうち金利スワップの特例処理の対象とされているものについては、当該金利スワップと一緒にして処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

デリバティブ取引

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一緒にして処理されているため、その時価は当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

(注2) 金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	430,183	—	—	—
売掛金	355,641	—	—	—
合計	785,825	—	—	—

(注3) 社債、長期借入金、リース債務及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
社債	17,000	12,000	8,000	—	—	—
長期借入金	133,844	122,844	85,798	33,689	21,880	—
合計	150,844	134,844	93,798	33,689	21,880	—

(デリバティブ取引関係)

前事業年度(自 平成27年3月1日 至 平成28年2月29日)

1 ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

該当事項はありません。

2 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

金利関連

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等(千円)	契約額等のうち 1年超(千円)	時価(千円)
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 支払固定・受取変動	長期借入金	33,000	11,000	(注)

(注) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

当事業年度(自 平成28年3月1日 至 平成29年2月28日)

1 ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

該当事項はありません。

2 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

金利関連

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等(千円)	契約額等のうち 1年超(千円)	時価(千円)
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 支払固定・受取変動	長期借入金	11,000	—	(注)

(注) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

(退職給付関係)

前事業年度(自 平成27年3月1日 至 平成28年2月29日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に充てるため、非積立型の確定給付型退職給付制度として、退職一時金制度を採用しております。退職一時金制度は、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しております。なお、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

2. 簡便法を適用した確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

	(千円)
退職給付引当金の期首残高	15,567
退職給付費用	10,584
退職給付の支払額	—
退職給付引当金の期末残高	26,152

(2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

	(千円)
非積立型制度の退職給付債務	26,152
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	26,152
	(千円)
退職給付引当金	26,152
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	26,152

(3) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用 10,584千円

当事業年度(自 平成28年3月1日 至 平成29年2月28日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に充てるため、非積立型の確定給付型退職給付制度として、退職一時金制度を採用しております。退職一時金制度は、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しております。なお、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

2. 簡便法を適用した確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

	(千円)
退職給付引当金の期首残高	26,152
退職給付費用	9,650
退職給付の支払額	△2,101
退職給付引当金の期末残高	33,701

(2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

	(千円)
非積立型制度の退職給付債務	33,701
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	33,701
	(千円)
退職給付引当金	33,701
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	33,701

(3) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用 9,650千円

(ストック・オプション等関係)

前事業年度(自 平成27年3月1日 至 平成28年2月29日)

1. ストック・オプションにかかる費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

	第2回新株予約権	第3回新株予約権	第4回新株予約権
決議年月日	平成20年12月30日	平成23年4月22日	平成24年2月23日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 2名 当社従業員 1名	当社取締役 2名 当社従業員 1名	当社取締役 1名 当社従業員 43名
株式の種類及び付与数(注)	普通株式 1,300株	普通株式 600株	普通株式 486株
付与日	平成21年1月15日	平成23年6月24日	平成24年2月24日
権利確定条件	権利行使時においても、当社又は当社の子会社の取締役、監査役、使用人のいずれかの身分を有する、又は当社又は子会社との間で顧問、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わず、委任、請負等の継続的な契約関係を有すること要する。	権利行使時においても、当社又は当社の子会社の取締役、監査役、使用人のいずれかの身分を有する、又は当社又は子会社との間で顧問、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わず、委任、請負等の継続的な契約関係を有すること要する。	権利行使時においても、当社又は当社の子会社の取締役、監査役、使用人のいずれかの身分を有する、又は当社又は子会社との間で顧問、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わず、委任、請負等の継続的な契約関係を有すること要する。
対象勤務期間	定めておりません。	定めておりません。	定めておりません。
権利行使期間	平成21年1月15日～ 平成31年1月14日	平成23年6月24日～ 平成33年6月23日	平成26年2月23日～ 平成34年2月22日

	第5回新株予約権
決議年月日	平成26年6月20日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 1名
株式の種類及び付与数(注)	普通株式 3,000株
付与日	平成26年7月1日
権利確定条件	権利行使時においても、当社又は当社の子会社の取締役、監査役、使用人のいずれかの身分を有する、又は当社又は子会社との間で顧問、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わず、委任、請負等の継続的な契約関係を有すること要する。
対象勤務期間	定めておりません。
権利行使期間	平成26年7月1日～ 平成36年6月30日

(注) 株式数に換算して記載しております。なお、平成24年1月7日に1株を10株とする株式分割を行っているため、当該株式分割後の株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

① ストック・オプションの数

	第2回新株予約権	第3回新株予約権	第4回新株予約権
権利確定前(株)			
前事業年度末	—	—	—
付与	—	—	—
失効	—	—	—
権利確定	—	—	—
未確定残	—	—	—
権利確定後(株)			
前事業年度末	1,300	600	419
権利確定	—	—	—
権利行使	—	—	—
失効	—	—	—
未行使残	1,300	600	419

	第5回新株予約権
権利確定前(株)	
前事業年度末	—
付与	—
失効	—
権利確定	—
未確定残	—
権利確定後(株)	
前事業年度末	3,000
権利確定	—
権利行使	—
失効	—
未行使残	3,000

(注) 平成24年1月7日に1株を10株とする株式分割を行っているため、分割後の株式数に換算して記載しております。

② 単価情報

	第2回新株予約権	第3回新株予約権	第4回新株予約権
権利行使価格(円)	7,000	7,500	7,500
行使時平均株価(円)	—	—	—
付与日における公正な評価単価(円)	—	—	—

	第5回新株予約権
権利行使価格(円)	8,000
行使時平均株価(円)	—
付与日における公正な評価単価(円)	—

(注) 平成24年1月7日に1株を10株とする株式分割を行っているため、分割後の価格に換算して記載しております。

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプション付与日時点において、当社は未公開企業であるため、ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法を単位当たりの本源的価値の見積りによっております。また、単位当たりの本源的価値の見積方法は、純資産方式に基づき算定しております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

(1) 当事業年度末における本源的価値の合計額 千円

(2) 当事業年度において権利行使されたストック・オプションの

権利行使日における本源的価値の合計額 千円

当事業年度(自 平成28年3月1日 至 平成29年2月28日)

1. ストック・オプションにかかる費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

	第2回新株予約権	第3回新株予約権	第4回新株予約権
決議年月日	平成20年12月30日	平成23年4月22日	平成24年2月23日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 2名 当社従業員 1名	当社取締役 2名 当社従業員 1名	当社取締役 1名 当社従業員 43名
株式の種類及び付与数(注)	普通株式 1,300株	普通株式 600株	普通株式 486株
付与日	平成21年1月15日	平成23年6月24日	平成24年2月24日
権利確定条件	権利行使時においても、当社又は当社の子会社の取締役、監査役、使用人のいずれかの身分を有する、又は当社又は子会社との間で顧問、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わず、委任、請負等の継続的な契約関係を有することとする。	権利行使時においても、当社又は当社の子会社の取締役、監査役、使用人のいずれかの身分を有する、又は当社又は子会社との間で顧問、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わず、委任、請負等の継続的な契約関係を有することとする。	権利行使時においても、当社又は当社の子会社の取締役、監査役、使用人のいずれかの身分を有する、又は当社又は子会社との間で顧問、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わず、委任、請負等の継続的な契約関係を有することとする。
対象勤務期間	定めておりません。	定めておりません。	定めておりません。
権利行使期間	平成21年1月15日～ 平成31年1月14日	平成23年6月24日～ 平成33年6月23日	平成26年2月23日～ 平成34年2月22日

	第5回新株予約権	第6回新株予約権	第7回新株予約権
決議年月日	平成26年6月20日	平成28年7月25日	平成28年7月25日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 1名	当社取締役 4名	当社従業員 75名
株式の種類及び付与数(注)	普通株式 3,000株	普通株式 500株	普通株式 499株
付与日	平成26年7月1日	平成28年8月15日	平成28年8月15日
権利確定条件	権利行使時においても、当社又は当社の子会社の取締役、監査役、使用人のいずれかの身分を有する、又は当社又は子会社との間で顧問、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わず、委任、請負等の継続的な契約関係を有することとする。	権利行使時においても、当社又は当社の子会社の取締役、監査役、使用人のいずれかの身分を有する、又は当社又は子会社との間で顧問、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わず、委任、請負等の継続的な契約関係を有することとする。	権利行使時においても、当社又は当社の子会社の取締役、監査役、使用人のいずれかの身分を有する、又は当社又は子会社との間で顧問、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わず、委任、請負等の継続的な契約関係を有することとする。
対象勤務期間	定めておりません。	定めておりません。	定めておりません。
権利行使期間	平成26年7月1日～ 平成36年6月30日	平成30年5月23日～ 平成38年5月22日	平成30年5月23日～ 平成38年5月22日

(注) 株式数に換算して記載しております。なお、平成24年1月7日に1株を10株とする株式分割を行っているため、当該株式分割後の株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

① ストック・オプションの数

	第2回新株予約権	第3回新株予約権	第4回新株予約権
権利確定前(株)			
前事業年度末	—	—	—
付与	—	—	—
失効	—	—	—
権利確定	—	—	—
未確定残	—	—	—
権利確定後(株)			
前事業年度末	1,300	600	419
権利確定	—	—	—
権利行使	—	—	—
失効	—	—	23
未行使残	1,300	600	396

	第5回新株予約権	第6回新株予約権	第7回新株予約権
権利確定前(株)			
前事業年度末	—	—	—
付与	—	500	499
失効	—	—	21
権利確定	—	—	—
未確定残	—	500	478
権利確定後(株)			
前事業年度末	3,000	—	—
権利確定	—	—	—
権利行使	3,000	—	—
失効	—	—	—
未行使残	—	—	—

(注) 平成24年1月7日に1株を10株とする株式分割を行っているため、分割後の株式数に換算して記載しております。

② 単価情報

	第2回新株予約権	第3回新株予約権	第4回新株予約権
権利行使価格(円)	7,000	7,500	7,500
行使時平均株価(円)	—	—	—
付与日における公正な評価単価(円)	—	—	—

	第5回新株予約権	第6回新株予約権	第7回新株予約権
権利行使価格(円)	8,000	16,500	16,500
行使時平均株価(円)	—	—	—
付与日における公正な評価単価(円)	—	—	—

(注) 平成24年1月7日に1株を10株とする株式分割を行っているため、分割後の価格に換算して記載しております。

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプション付与日時点において、当社は未公開企業であるため、ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法を単位当たりの本源的価値の見積りによっております。また、単位当たりの本源的価値の見積方法は、純資産方式に基づき算定しております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

(1) 当事業年度末における本源的価値の合計額 千円

(2) 当事業年度において権利行使されたストック・オプションの

権利行使日における本源的価値の合計額 千円

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成28年2月29日)	当事業年度 (平成29年2月28日)
繰延税金資産		
賞与引当金	17,009千円	17,131千円
退職給付引当金	9,247千円	10,319千円
未払事業税	5,143千円	2,844千円
未払費用	2,459千円	2,563千円
資産除去債務	1,356千円	1,857千円
その他	757千円	4,129千円
繰延税金資産小計	35,975千円	38,845千円
評価性引当額	△1,772千円	△2,217千円
繰延税金資産合計	34,202千円	36,628千円
 繰延税金負債		
資産除去債務に対応する除去費用	△429千円	△935千円
繰延税金負債合計	△429千円	△935千円
繰延税金資産純額	33,773千円	35,692千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となつた主要な項目別の内訳

	前事業年度 (平成28年2月29日)	当事業年度 (平成29年2月28日)
法定実効税率	37.1%	33.1%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.8%	2.1%
住民税均等割等	0.8%	0.7%
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	0.8%	3.3%
法人税額の特別控除額	△8.6%	△5.7%
留保金課税	—	2.8%
評価性引当額の増減	—	0.3%
その他	△0.4%	△0.5%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	30.5%	36.0%

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

前事業年度（自 平成27年3月1日 至 平成28年2月29日）

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第9号）及び「地方税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第2号）が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以降に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。

これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用した法定実効税率は、従来の37.1%から平成28年3月1日以降に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については、35.4%となります。

なお、この税率変更による影響は軽微であります。

当事業年度（自 平成28年3月1日 至 平成29年2月28日）

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第13号）が平成28年3月29日に、また、「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律」（平成28年法律第85号）及び「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律」（平成28年法律第86号）が平成28年11月18日に国会で成立し、平成28年4月1日以降に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。

これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、前事業年度の計算において使用

した35.4%から平成29年3月1日に開始する事業年度及び平成30年3月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については30.9%に、平成31年3月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、30.6%となります。

なお、この税率変更による影響は軽微であります。

4. 決算日後の法人税等の税率の変更

前事業年度（自 平成27年3月1日 至 平成28年2月29日）

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第13号）が平成28年3月31日に公布され、平成28年4月1日以降に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。

これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、前事業年度の計算において使用した35.4%から平成29年3月1日に開始する事業年度及び平成30年3月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については30.9%に、平成31年3月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、30.6%となります。

なお、この税率変更による影響は軽微であります。

当事業年度（自 平成28年3月1日 至 平成29年2月28日）

該当事項はありません。

（資産除去債務関係）

前事業年度（自 平成27年3月1日 至 平成28年2月29日）

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

当事業年度（自 平成28年3月1日 至 平成29年2月28日）

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前事業年度（自 平成27年3月1日 至 平成28年2月29日）

当社は、コンサルティング事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度（自 平成28年3月1日 至 平成29年2月28日）

1. 報告セグメントの概要

(1) 報告セグメントの決定方法

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は、「コンサルティング事業」及び「ソリューション事業」の2つを報告セグメントとしております。

(2) 各報告セグメントに属する製品及びサービスの種類

「コンサルティング事業」は、主にプロジェクトマネジメント支援及びIT部門支援サービスを提供しております。「ソリューション事業」は、主にバッチ高速処理、事業性評価及びe-電子便サービスを提供しております。

(3) 報告セグメントの変更等に関する事項

当事業年度から、ソリューション事業を本格的に開始したことに伴い、事業セグメントの区分方法を見直し、報告セグメントを従来の単一セグメントから、「コンサルティング事業」及び「ソリューション事業」に変更しております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「重要な会計方針」における記載と概ね同一であります。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント			調整額 (注) 1	財務諸表 計上額 (注) 2
	コンサルティン グ事業	ソリューション 事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	1,713,221	9,837	1,723,059	—	1,723,059
セグメント間の内部 売上高又は振替高	—	—	—	—	—
計	1,713,221	9,837	1,723,059	—	1,723,059
セグメント利益又は損失 (△)	411,738	△35,023	376,715	△204,989	171,725
その他の項目					
減価償却費	—	987	987	1,733	2,720

(注) 1. セグメント利益又は損失(△)の調整額△204,989千円は、各報告セグメントに配分していない全社費用等です。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費及び研究開発費です。

2. セグメント利益は、損益計算書の営業利益と調整を行っております。

3. セグメント資産及び負債は、最高意思決定機関が経営の意思決定上当該情報を各セグメントに配分していないため記載は省略しております。

【関連情報】

前事業年度（自 平成27年3月1日 至 平成28年2月29日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
株式会社ジェーシービー	325,056	コンサルティング事業
株式会社あおぞら銀行	285,822	コンサルティング事業
DIAMアセットマネジメント株式会社 (現アセットマネジメントOne株式会社)	214,944	コンサルティング事業

当事業年度（自 平成28年3月1日 至 平成29年2月28日）

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
株式会社ジェーシービー	330,815	コンサルティング事業
株式会社静岡銀行	247,814	コンサルティング事業 ソリューション事業
アセットマネジメントOne株式会社	242,710	コンサルティング事業
株式会社東日本銀行	235,645	コンサルティング事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前事業年度（自 平成27年3月1日 至 平成28年2月29日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成28年3月1日 至 平成29年2月28日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前事業年度（自 平成27年3月1日 至 平成28年2月29日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成28年3月1日 至 平成29年2月28日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前事業年度（自 平成27年3月1日 至 平成28年2月29日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成28年3月1日 至 平成29年2月28日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前事業年度(自 平成27年3月1日 至 平成28年2月29日)

1. 関連当事者との取引

該当事項はありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成28年3月1日 至 平成29年2月28日)

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る)等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
役員	蒲原 寧	-	-	当社 代表取締役	(被所有) 直接 40.2	-	ストック・ オプションの権利行使	24,000 (3,000株)	-	-

(注) 平成26年5月29日開催の株主総会及び平成26年6月20日開催の取締役会決議の第5回新株予約権に基づき、付与されたストック・オプションの当事業年度における権利行使を記載しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

	前事業年度 (自 平成27年3月1日 至 平成28年2月29日)	当事業年度 (自 平成28年3月1日 至 平成29年2月28日)
1 株当たり純資産額	163.34円	180.80円
1 株当たり当期純利益金額	54.45円	50.16円

- (注) 1. 潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額については、新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場であるため 1 期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。
2. 当社は、平成29年7月18日開催の取締役会決議に基づき、平成29年7月31日付で普通株式 1 株を100株とする株式分割を行っております。前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1 株当たり純資産額及び 1 株当たり当期純利益金額を算定しております。
3. 1 株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成27年3月1日 至 平成28年2月29日)	当事業年度 (自 平成28年3月1日 至 平成29年2月28日)
1 株当たり当期純利益金額		
当期純利益(千円)	105,079	106,652
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る当期純利益(千円)	105,079	106,652
普通株式の期中平均株式数(株)	1,930,000	2,126,400
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権 4 種類 (新株予約権数3,609個) なお、新株予約権の概要是「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	新株予約権 5 種類 (新株予約権数1,564個) なお、新株予約権の概要是「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

(重要な後発事象)

前事業年度（自 平成27年3月1日 至 平成28年2月29日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成28年3月1日 至 平成29年2月28日）

（株式分割）

当社は、平成29年7月18日開催の取締役会決議に基づき、平成29年7月31日付をもって株式分割を行っております。また、上記株式分割に伴い、定款の一部変更し単元株制度を導入しております。

1 株式分割・単元株制度の採用の目的

当社株式の流動性の向上と投資家層の拡大を図ることを目的として株式分割を実施するとともに、単元株式数（売買単位）を100株に統一することを目標とする全国証券取引所の「売買単位の集約に向けた行動計画」を考慮し、1単元を100株とする単元株制度を採用いたします。

2 株式分割の概要

(1) 分割の方法

平成29年7月30日を基準日として、同日の最終の株主名簿に記録された株主の所有する普通株式1株につき100株の割合をもって分割いたしました。

(2) 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数 22,460株

今回の分割により増加する株式数 2,223,540株

株式分割後の発行済株式総数 2,246,000株

株式分割後の発行可能株式総数 8,900,000株

(3) 分割の日程

① 基準日公告 平成29年7月14日

② 基準日 平成29年7月30日

③ 効力発生日 平成29年7月31日

(4) 新株予約権行使価額の調整

今回の株式分割に伴い、平成29年8月1日以後に行使する新株予約権の1株当たりの行使価額を以下のとおり調整いたしました。

	調整前行使価額	調整後行使価額
第2回新株予約権	7,000円	70円
第3回新株予約権	7,500円	75円
第4回新株予約権	7,500円	75円
第6回新株予約権	16,500円	165円
第7回新株予約権	16,500円	165円

(5) 1株当たり情報に及ぼす影響

「1株当たり情報」は、当該株式分割が前事業年度の期首に行われたと仮定して算出しており、これによる影響については、当該箇所に反映されております。

3 単元株制度の採用

単元株制度を採用し、普通株式の単元株式数を100株としました。

【注記事項】

(四半期財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

	当第2四半期累計期間 (自 平成29年3月1日 至 平成29年8月31日)
税金費用の計算	税金費用については、当第2四半期会計期間を含む事業年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。

(追加情報)

(繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日）を第1四半期会計期間から適用しております。

(四半期損益計算書関係)

※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	当第2四半期累計期間 (自 平成29年3月1日 至 平成29年8月31日)
研究開発費	66,033千円
賞与引当金繰入額	712千円
退職給付費用	653千円

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	当第2四半期累計期間 (自 平成29年3月1日 至 平成29年8月31日)
現金及び預金	963,687千円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	△10,009千円
現金及び現金同等物	953,678千円

(株主資本等関係)

当第2四半期累計期間(自 平成29年3月1日 至 平成29年8月31日)

1 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成29年5月29日 定時株主総会	普通株式	22,460	1,000	平成29年2月28日	平成29年5月30日	利益剰余金

2 基準日が当第2四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当第2四半期累計期間(自 平成29年3月1日 至 平成29年8月31日)

1 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント				調整額 (注) 1	四半期損益計算書 計上額 (注) 2
	コンサルティング事業	ソリューション事業	イノベーション事業	計		
売上高						
外部顧客への売上高	943,565	525,335	—	1,468,901	—	1,468,901
セグメント間の内部売上高 又は振替高	—	—	—	—	—	—
計	943,565	525,335	—	1,468,901	—	1,468,901
セグメント利益又は損失 (△)	223,294	68,364	△79,816	211,842	△71,595	140,247

(注) 1. セグメント利益又は損失(△)の調整額△71,595千円は、各報告セグメントに配分していない全社費用等です。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費です。

2. セグメント利益又は損失(△)は、四半期損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2 報告セグメントの変更等に関する事項

平成29年5月開催の定時株主総会にてイノベーション事業を定款に新たに事業目的に加え本格的に開始したこと
に伴い、当第2四半期会計期間から、報告セグメントに「イノベーション事業」を追加しております。

(1 株当たり情報)

1 株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	当第2四半期累計期間 (自 平成29年3月1日 至 平成29年8月31日)
1 株当たり四半期純利益金額	44円19銭
(算定上の基礎)	
四半期純利益金額(千円)	99,252
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る四半期純利益金額(千円)	99,252
普通株式の期中平均株式数(株)	2,246,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、当事業年度末から重要な変動があったものの概要	—

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、新株予約権の残高がありますが、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。
 2. 当社は平成29年7月31日付で普通株式1株を100株に株式分割を行っておりますが、当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり四半期純利益金額を算定しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

⑤ 【附属明細表】(平成29年2月28日現在)

【有価証券明細表】

該当事項はありません。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額(千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末 残高 (千円)
有形固定資産							
建物	6,579	3,091	—	9,671	4,798	536	4,873
工具、器具及び備品	9,903	4,098	—	14,001	9,765	1,350	4,235
有形固定資産計	16,483	7,189	—	23,672	14,563	1,887	9,108
無形固定資産							
ソフトウェア	2,458	20,620	—	23,079	2,660	832	20,418
無形固定資産計	2,458	20,620	—	23,079	2,660	832	20,418
長期前払費用	558	13,869	4,201	10,226	—	—	10,226

(注) 当期増加額のうち主なものは次のとおりであります。

ソフトウェア 事業統計データ集配信システム 20,620千円

【社債明細表】

銘柄	発行年月日	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	利率 (%)	担保	償還期限
第1回無担保社債	平成24年 12月25日	29,000	22,000 (7,000)	0.67	無担保社債	平成31年12月25日
第2回無担保社債	平成25年 3月29日	25,000	15,000 (10,000)	0.44	無担保社債	平成30年3月29日
合計	—	54,000	37,000 (17,000)	—	—	—

(注) 1. 「当期末残高」欄の(内書)は、1年内償還予定の金額であります。

2. 貸借対照表日後5年内における1年ごとの償還予定額の総額

1年以内 (千円)	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
17,000	12,000	8,000	—	—

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
1年以内に返済予定の長期借入金	147,832	133,844	1.02	—
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	289,017	264,211	0.82	平成30年～34年
合計	436,849	398,055	—	—

(注) 1. 「平均利率」については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く)の貸借対照表日後5年内における1年ごとの返済予定額の総額

区分	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	122,844	85,798	33,689	21,880

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
賞与引当金	48,102	55,514	48,102	—	55,514

【資産除去債務明細表】

当事業年度期首及び当事業年度末における資産除去債務の金額が当事業年度期首及び当事業年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、記載を省略しております。

(2) 【主な資産及び負債の内容】(平成29年2月28日現在)

① 現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	272
預金	
普通預金	419,902
定期預金	10,008
計	429,910
合計	430,183

② 売掛金

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
株式会社静岡銀行	143,987
健康保険組合連合会	59,558
株式会社東日本銀行	34,236
株式会社ジェーシービー	29,052
アセットマネジメントOne株式会社	18,900
その他	69,907
合計	355,641

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高(千円) (A)	当期発生高(千円) (B)	当期回収高(千円) (C)	当期末残高(千円) (D)	回収率(%) $\frac{(C)}{(A)+(B)} \times 100$	滞留期間(日)
					$\frac{2}{(A)+(B)}$ $\frac{(B)}{365}$
211,101	1,860,903	1,716,363	355,641	82.9	56

(注) 消費税等の会計処理は、税抜方法を採用しておりますが、上記金額には消費税等が含まれております。

③ 仕掛品

品名	金額(千円)
労務費	81,991
外注加工費	214,771
その他	15,205
合計	311,968

④ 買掛金

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
株式会社テブコシステムズ	24,501
日本ファイナンシャル・エンジニアリング株式会社	18,259
株式会社アジルコア	14,199
株式会社トライアドコミュニケーションズ	13,575
恒和情報技研株式会社	13,517
その他	120,565
合計	204,619

⑤ 長期借入金

区分	金額(千円)
株式会社りそな銀行	67,841
株式会社東日本銀行	108,323
株式会社東京都民銀行	48,354
株式会社日本政策金融公庫	46,970
株式会社商工中金	46,560
株式会社第三銀行	49,166
株式会社新銀行東京	30,841
合計	398,055

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年3月1日から翌年2月末日まで
定時株主総会	毎年5月
基準日	毎年2月末日
株券の種類	—
剰余金の配当の基準日	毎年8月31日、毎年2月末日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え（注）1	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	三井住友信託銀行株式会社 全国各支店
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	—
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	三井住友信託銀行株式会社 全国各支店 （注）1
買取手数料	無料 （注）2
公告掲載方法	当会社の公告は電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法は、日本経済新聞に掲載する方法とする 公告掲載URL http://www.signpost1.com/
株主に対する特典	該当事項はありません。

- (注) 1. 当社株式は、株式会社東京証券取引所への上場に伴い、社債、株式等の振替に関する法律第128条第1項に規定する振替株式となることから、該当事項はなくなる予定です。
2. 単元未満株式の買取手数料は、当社株式が東京証券取引所に上場された日から「株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額」に変更されます。
3. 当社株主はその有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利行使することができません。
- (1)会社法第189条第2項各号に掲げる権利
 - (2)取得請求権付株式の取得を請求する権利
 - (3)募集株式又は募集新株予約権の割当を受ける権利

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

該当事項はありません。

第四部 【株式公開情報】

第1 【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
平成27年11月30日	瀧由美子	神奈川県横浜市戸塚区	—	蒲原寧	東京都港区	特別利害関係者等(当社の代表取締役、大株主上位10位)	140	1,540,000 (11,100) (注) 4	売却人の事由による
平成28年6月27日	—	—	—	蒲原寧	東京都港区	特別利害関係者等(当社の代表取締役、大株主上位10位)	2,100	16,800,000 (8,000) (注) 5	新株予約権の権利行使
平成28年8月31日	—	—	—	蒲原寧	東京都港区	特別利害関係者等(当社の代表取締役、大株主上位10位)	900	7,200,000 (8,000) (注) 5	新株予約権の権利行使
平成28年8月31日	蒲原寧	東京都港区	特別利害関係者(当社の代表取締役、大株主上位10位)	道しるべ株式会社 代表取締役 蒲原寧	東京都港区 麻布十番一 丁目5番10 号アトラス ビル4F	特別利害関係者等(大株主上位10位、役員等により総株主等の議決権の過半数を所有されている会社)	4,000	66,000,000 (16,500) (注) 4	代表取締役蒲原寧の資産管理会社設立に伴う株式譲渡

- (注) 1. 当社は、株式会社東京証券取引所マザーズへの上場を予定しておりますが、同取引所が定める有価証券上場規程施行規則(以下「同施行規則」という。)第253条の規定に基づき、特別利害関係者等(従業員持株会を除く。以下1において同じ)が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して2年前の日(平成27年3月1日)から上場日の前日までの期間において、当社の発行する株式又は新株予約権の譲受け又は譲渡(上場前の公募等を除き、新株予約権の行使を含む。以下「株式等の移動」という。)を行っている場合には、当該株式等の移動の状況を同施行規則第219条第1項第2号に規定する「新規上場申請のための有価証券報告書(Iの部)」に記載するものとするとされております。
2. 当社は、同施行規則第254条の規定に基づき、上場日から5年間、上記株式等の移動状況に係る記載内容についての記録を保存することとし、幹事取引参加者は、当社が当該記録を把握し、かつ、保存するための事務組織を適切に整備している状況にあることを確認するものとするとされております。また、当社は、当該記録につき、同取引所が必要に応じて行う提出請求に応じなければならないとされております。同取引所は、当社が当該提出請求に応じない場合は、当社の名称及び当該請求に応じない状況にある旨を公表することができるとされております。また、同取引所は、当該提出請求により提出された記録を検討した結果、上記株式等の移動の状況に係る記載内容が明らかに正確でなかったと認められる場合には、当社及び幹事取引参加者の名称並びに当該記載内容が正確でなかったと認められる旨を公表することができるとされております。
3. 特別利害関係者等の範囲は次のとおりあります。
- (1) 当社の特別利害関係者…………役員、その配偶者及び二親等内の血族(以下、「役員等」という。)、役員等により総株主等の議決権の過半数を所有されている会社並びに関係会社及びその役員
 - (2) 当社の大株主上位10名
 - (3) 当社の人的関係会社及び資本的関係会社並びにこれらの役員
 - (4) 金融商品取引業者(金融商品取引法第28条第8項に規定する有価証券関連業務を行う者に限る。)及びその役員並びに金融商品取引業者の人的関係会社及び資本的関係会社
4. 移動価格算定方式は次のとおりです。
純資産方式により算出した価格に基づき、譲渡人と譲受人が協議の上、決定いたしました。
5. 移動価格は新株予約権の行使条件による価格であります。
6. 平成29年7月18日開催の取締役会決議により、平成29年7月31日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っておりますが、上記「移動株数」及び「価格(単価)」は当該株式分割前の「移動株数」及び「価格(単価)」を記載しております。

第2 【第三者割当等の概況】

1 【第三者割当等による株式等の発行の内容】

項目	株式①	新株予約権①	新株予約権②
発行年月日	平成28年 7月29日	平成28年 8月15日	平成28年 8月15日
種類	普通株式	第6回新株予約権	第7新株予約権
発行数	160株	普通株式500株	普通株式499株
発行価格	16,500円（注）4	1株につき16,500円（注）5	1株につき16,500円（注）5
資本組入額	10,000円	8,250円	8,250円
発行価額の総額	2,640,000円	8,250,000円	8,233,500円
資本組入額の総額	1,600,000円	4,125,000円	4,116,750円
発行方法	有償第三者割当	平成28年5月23日開催の定時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権（ストック・オプション）の付与に関する決議を行っております。	平成28年5月23日開催の定時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権（ストック・オプション）の付与に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	（注）2	（注）3	（注）3

(注) 1. 第三者割当等による募集株式の割当て等に関する規制に関し、株式会社東京証券取引所の定める規則は、以下のとおりであります。

- (1) 同取引所の定める有価証券上場規程施行規則第255条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、第三者割当等による募集株式の割当てを行っている場合(上場前の公募等による場合を除く。)には、新規上場申請者は、割当てを受けた者との間で、書面により募集株式の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告並びに当該書面及び報告内容の公衆縦覧その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
- (2) 同取引所の定める同施行規則第259条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、役員又は従業員等に報酬として新株予約権の割当てを行っている場合には、新規上場申請者は、割当てを受けた役員又は従業員等との間で書面により報酬として割当てを受けた新株予約権の所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
- (3) 当社が、前2項の規定に基づく書面の提出等を行わないときは、同取引所は上場申請の不受理又は受理の取消しの措置をとるものとしております。
- (4) 当社の場合、上場申請日直前事業年度の末日は、平成29年2月28日であります。
2. 同施行規則第255条第1項第1号の規定に基づき、当社は、割当てを受けた者との間で、割当てを受けた株式(以下「割当株式」という。)を、原則として、割当てを受けた日から上場日以後6ヶ月間を経過する日(当該日において割当株式に係る払込期日または払込期間の最終日以後1年間を経過していない場合には、割当株式に係る払込期日または払込期間の最終日以後1年間を経過する日)まで所有する等の確約を行っております。
3. 同施行規則第259条第1項第1号の規定に基づき、当社は割当てを受けた役員又は従業員等との間で、報酬として割当てを受けた新株予約権を、原則として割当てを受けた日から上場日の前日または新株予約権の行使を行う日のいずれか早い日まで所有する等の確約を行っております。
4. 純資産方式により算出しております。
5. 行使に際して払込をなすべき金額は、純資産方式により算出しております。

6. 新株予約権の行使時の払込金額、行使期間、行使の条件及び譲渡に関する事項については以下のとおりであります。

	新株予約権①	新株予約権②
行使時の払込金額	1株につき16,500円	1株につき16,500円
行使期間	平成30年5月23日から 平成38年5月22日まで	平成30年5月23日から 平成38年5月22日まで
行使の条件	「第二部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第二部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要する。	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要する。

(注) 退職等により従業員6名31株分の権利が喪失しております。

7. 平成29年7月18日開催の取締役会決議により、平成29年7月31日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っておりますが、上記「発行数」、「発行価格」、「資本組入額」及び「行使時の払込金額」は当該株式分割前の「発行数」、「発行価格」、「資本組入額」及び「行使時の払込金額」を記載しております。

2 【取得者の概況】

株式①

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
西島 康隆	東京都江東区	当社役員	40	660,000 (16,500)	特別利害関係者等(大 株主上位10名)(当社 の取締役)
奥井 裕介	東京都江東区	当社役員	40	660,000 (16,500)	特別利害関係者等(大 株主上位10名)(当社 の取締役)
笠置 哲敬	埼玉県八潮市	当社役員	40	660,000 (16,500)	特別利害関係者等(当 社の取締役)
西島 雄一	東京都練馬区	当社役員	40	660,000 (16,500)	特別利害関係者等(当 社の取締役)

新株予約権①

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
西島 康隆	東京都江東区	当社役員	150	2,475,000 (16,500)	特別利害関係者等(大 株主上位10名)(当社 の取締役)
奥井 裕介	東京都江東区	当社役員	150	2,475,000 (16,500)	特別利害関係者等(大 株主上位10名)(当社 の取締役)
笠置 哲敬	埼玉県八潮市	当社役員	100	1,650,000 (16,500)	特別利害関係者等(当 社の取締役)
西島 雄一	東京都練馬区	当社役員	100	1,650,000 (16,500)	特別利害関係者等(当 社の取締役)

新株予約権②

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
市川 成浩	神奈川県横浜市都筑区	会社員	17	280,500 (16,500)	当社の従業員
大辻 貢	富山県射水市	会社員	16	264,000 (16,500)	当社の従業員
川村 博之	東京都世田谷区	会社員	14	231,000 (16,500)	当社の従業員
松田 康	埼玉県上尾市	会社員	14	231,000 (16,500)	当社の従業員
勝木 隆泰	東京都大田区	会社員	14	231,000 (16,500)	当社の従業員
鈴木 雅明	東京都北区	会社員	14	231,000 (16,500)	当社の従業員
成田 力	千葉県市川市	会社員	14	231,000 (16,500)	当社の従業員
山本 若登	東京都杉並区	会社員	14	231,000 (16,500)	当社の従業員
田中 悟史	神奈川県川崎市多摩区	会社員	13	214,500 (16,500)	当社の従業員
高橋 幸史	福井県福井市	会社員	13	214,500 (16,500)	当社の従業員
遠藤 主税	東京都世田谷区	会社員	13	214,500 (16,500)	当社の従業員

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
今川 貴登	東京都小平市	会社員	11	181,500 (16,500)	当社の従業員
横道 章浩	東京都練馬区	会社員	11	181,500 (16,500)	当社の従業員
三木 綾果	東京都調布市	会社員	11	181,500 (16,500)	当社の従業員
阿部 大樹	千葉県流山市	会社員	11	181,500 (16,500)	当社の従業員
重野 忠之	千葉県千葉市花見川区	会社員	11	181,500 (16,500)	当社の従業員
米本 茂	千葉県印西市	会社員	11	181,500 (16,500)	当社の従業員
鵜飼 篤	神奈川県川崎市麻生区	会社員	10	165,000 (16,500)	当社の従業員
和泉 宏治	東京都北区	会社員	10	165,000 (16,500)	当社の従業員
田中 浩明	東京都杉並区	会社員	10	165,000 (16,500)	当社の従業員
菅原 章洋	東京都板橋区	会社員	10	165,000 (16,500)	当社の従業員
荒木 輝喜	鹿児島県鹿児島市	会社員	10	165,000 (16,500)	当社の従業員
大雲 久美子	東京都世田谷区	会社員	9	148,500 (16,500)	当社の従業員
山方 美鈴	東京都荒川区	会社員	9	148,500 (16,500)	当社の従業員
波川 敏也	東京都江東区	会社員	9	148,500 (16,500)	当社の従業員
島岡 健太郎	東京都板橋区	会社員	9	148,500 (16,500)	当社の従業員
田中 博勝	神奈川県横浜市鶴見区	会社員	9	148,500 (16,500)	当社の従業員
鈴木 雄介	東京都品川区	会社員	8	132,000 (16,500)	当社の従業員
西村 年晴	滋賀県彦根市	会社員	8	132,000 (16,500)	当社の従業員
鈴木 桂太郎	東京都台東区	会社員	8	132,000 (16,500)	当社の従業員
田中 一穂	東京都八王子市	会社員	8	132,000 (16,500)	当社の従業員
堀野 光太郎	埼玉県さいたま市南区	会社員	7	115,500 (16,500)	当社の従業員
小西 洋子	千葉県千葉市美浜区	会社員	6	99,000 (16,500)	当社の従業員
中村 絵里香	東京都江東区	会社員	6	99,000 (16,500)	当社の従業員
根岸 那津美	東京都江東区	会社員	6	99,000 (16,500)	当社の従業員
佐倉 卓馬	東京都品川区	会社員	6	99,000 (16,500)	当社の従業員
茂木 智弘	東京都練馬区	会社員	6	99,000 (16,500)	当社の従業員
名塚 光宏	東京都西東京市	会社員	6	99,000 (16,500)	当社の従業員
武藤 亮太	東京都世田谷区	会社員	5	82,500 (16,500)	当社の従業員
竹内 亮	東京都府中市	会社員	5	82,500 (16,500)	当社の従業員
長谷見 洋	埼玉県蕨市	会社員	5	82,500 (16,500)	当社の従業員

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
中村 真司	東京都江東区	会社員	4	66,000 (16,500)	当社の従業員
根岸 謙	千葉県市川市	会社員	4	66,000 (16,500)	当社の従業員
我喜屋 建志	東京都大田区	会社員	4	66,000 (16,500)	当社の従業員
荒木 久	千葉県船橋市	会社員	4	66,000 (16,500)	当社の従業員
小林 悠	東京都文京区	会社員	3	49,500 (16,500)	当社の従業員
小峰 祥吾	東京都杉並区	会社員	3	49,500 (16,500)	当社の従業員
久保田 千帆	東京都多摩市	会社員	3	49,500 (16,500)	当社の従業員
和泉 麻菜	東京都北区	会社員	3	49,500 (16,500)	当社の従業員
白田 雅之	沖縄県宜野湾市	会社員	3	49,500 (16,500)	当社の従業員
本多 剛士	神奈川県川崎市中原区	会社員	3	49,500 (16,500)	当社の従業員
服部 宏祐	東京都日野市	会社員	3	49,500 (16,500)	当社の従業員
川端 英揮	神奈川県鎌倉市	会社員	3	49,500 (16,500)	当社の従業員
佐々木 友洋	東京都板橋区	会社員	2	33,000 (16,500)	当社の従業員
関口 萌	東京都板橋区	会社員	2	33,000 (16,500)	当社の従業員
三宅 充啓	東京都練馬区	会社員	2	33,000 (16,500)	当社の従業員
櫻庭 祥平	東京都江東区	会社員	2	33,000 (16,500)	当社の従業員
渡辺 康博	東京都杉並区	会社員	2	33,000 (16,500)	当社の従業員
森 英明	神奈川県相模原市緑区	会社員	1	16,500 (16,500)	当社の従業員
岡本 祐一朗	神奈川県川崎市多摩区	会社員	1	16,500 (16,500)	当社の従業員
土屋 海	東京都新宿区	会社員	1	16,500 (16,500)	当社の従業員
中村 とも枝	東京都練馬区	会社員	1	16,500 (16,500)	当社の従業員
堀井 友貴	東京都豊島区	会社員	1	16,500 (16,500)	当社の従業員
村谷 鴻太朗	東京都千代田区	会社員	1	16,500 (16,500)	当社の従業員
小笹 瑞季	東京都武蔵野市	会社員	1	16,500 (16,500)	当社の従業員
山下 瑞葉	東京都三鷹市	会社員	1	16,500 (16,500)	当社の従業員
駒村 直明	東京都文京区	会社員	1	16,500 (16,500)	当社の従業員
岩永 大祐	埼玉県川口市	会社員	1	16,500 (16,500)	当社の従業員
高木 亮	千葉県佐倉市	会社員	1	16,500 (16,500)	当社の従業員

3 【取得者の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

第3 【株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対する所有株式数 の割合(%)
蒲原 寧 (注) 1, 2	東京都港区	903,800	35.14
道しるべ株式会社 (注) 1, 6	東京都港区麻布十番一丁目5番10号アトラスビル4F	400,000	15.55
奥井 裕介 (注) 1, 3	東京都江東区	333,000 (135,000)	12.95 (5.25)
西島 康隆 (注) 1, 3	東京都江東区	114,200 (55,000)	4.44 (2.14)
太田 道宏 (注) 1	兵庫県三木市	100,000	3.89
蓮沼 和彦 (注) 1, 4	神奈川県相模原市南区	100,000	3.89
武田 陽三 (注) 1, 7	埼玉県蕨市	84,000 (30,000)	3.27 (1.17)
在賀 良助 (注) 1, 4	千葉県長生郡長柄町	74,000	2.88
小阪 健雄 (注) 1	東京都文京区	65,000	2.53
奥井 眞夫 (注) 1, 8	千葉県松戸市	40,000	1.56
岡田 裕一	神奈川県川崎市中原区	34,000	1.32
小原 裕明	東京都新宿区	34,000	1.32
中農 崇	東京都中野区	20,000	0.78
石黒 和彦	千葉県浦安市	20,000	0.78
千貫 素成	東京都世田谷区	20,000	0.78
蒲原 良倫 (注) 5	大阪府羽曳野市	20,000	0.78
吉田 静枝	大阪府大阪市大正区	20,000	0.78
逸見 美保子 (注) 8	東京都板橋区	20,000	0.78
栗山 英樹	千葉県浦安市	20,000	0.78
市川 成浩 (注) 7	神奈川県横浜市都筑区	19,900 (4,900)	0.77 (0.19)
笠置 哲敬 (注) 3	埼玉県八潮市	18,000 (14,000)	0.70 (0.54)
東常 修也	神奈川県平塚市	15,000	0.58
西島 雄一 (注) 3	東京都練馬区	14,000 (10,000)	0.54 (0.39)
中島 教男	東京都板橋区	6,000	0.23
川村 博之 (注) 7	東京都世田谷区	4,500 (4,500)	0.17 (0.17)
松田 康 (注) 7	埼玉県上尾市	4,300 (4,300)	0.17 (0.17)
鈴木 雅明 (注) 7	東京都北区	3,800 (3,800)	0.15 (0.15)
勝木 隆泰 (注) 7	東京都大田区	3,600 (3,600)	0.14 (0.14)
横道 章浩 (注) 7	東京都練馬区	3,300 (3,300)	0.13 (0.13)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対する所有株式数の割合(%)
三木 綾果 (注) 7	東京都調布市	3,200 (3,200)	0.12 (0.12)
田中 悟史 (注) 7	神奈川県川崎市多摩区	3,100 (3,100)	0.12 (0.12)
成田 力 (注) 7	千葉県市川市	2,800 (2,800)	0.11 (0.11)
今川 貴登 (注) 7	東京都小平市	2,500 (2,500)	0.10 (0.10)
大雲 久美子 (注) 7	東京都世田谷区	2,500 (2,500)	0.10 (0.00)
阿部 大樹 (注) 7	千葉県流山市	2,400 (2,400)	0.09 (0.09)
山本 若登 (注) 7	東京都杉並区	2,400 (2,400)	0.09 (0.09)
大辻 貢 (注) 7	富山県射水市	2,200 (2,200)	0.09 (0.09)
高橋 幸史 (注) 7	福井県福井市	2,100 (2,100)	0.08 (0.08)
重野 忠之 (注) 7	千葉県千葉市花見川区	2,000 (2,000)	0.08 (0.08)
鵜飼 篤 (注) 7	神奈川県川崎市麻生区	1,700 (1,700)	0.07 (0.07)
山方 美鈴 (注) 7	東京都荒川区	1,700 (1,700)	0.07 (0.07)
波川 敏也 (注) 7	東京都江東区	1,700 (1,700)	0.07 (0.07)
田中 浩明 (注) 7	東京都杉並区	1,700 (1,700)	0.07 (0.07)
和泉 宏治 (注) 7	東京都北区	1,600 (1,600)	0.06 (0.06)
遠藤 主税 (注) 7	東京都世田谷区	1,600 (1,600)	0.06 (0.06)
菅原 章洋 (注) 7	東京都板橋区	1,500 (1,500)	0.06 (0.06)
鈴木 雄介 (注) 7	東京都品川区	1,400 (1,400)	0.05 (0.05)
荒木 輝喜 (注) 7	鹿児島県鹿児島市	1,200 (1,200)	0.05 (0.05)
堀野 光太郎 (注) 7	埼玉県さいたま市南区	1,100 (1,100)	0.04 (0.00)
米本 茂 (注) 7	千葉県印西市	1,100 (1,100)	0.04 (0.04)
島岡 健太郎 (注) 7	東京都板橋区	1,000 (1,000)	0.04 (0.04)
田中 博勝 (注) 7	神奈川県横浜市鶴見区	1,000 (1,000)	0.04 (0.04)
小西 洋子 (注) 7	千葉県千葉市美浜区	800 (800)	0.03 (0.03)
西村 年晴 (注) 7	滋賀県彦根市	800 (800)	0.03 (0.03)
鈴木 桂太郎 (注) 7	東京都台東区	800 (800)	0.03 (0.03)
田中 一穂 (注) 7	東京都八王子市	800 (800)	0.03 (0.03)
中村 絵里香 (注) 7	東京都江東区	700 (700)	0.03 (0.03)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対する所有株式数の割合(%)
根岸 那津美 (注) 7	東京都江東区	700 (700)	0.03 (0.03)
佐倉 卓馬 (注) 7	東京都品川区	600 (600)	0.02 (0.02)
茂木 智弘 (注) 7	東京都練馬区	600 (600)	0.02 (0.02)
名塚 光宏 (注) 7	東京都西東京市	600 (600)	0.02 (0.02)
武藤 亮太 (注) 7	東京都世田谷区	500 (500)	0.02 (0.02)
竹内 亮 (注) 7	東京都府中市	500 (500)	0.02 (0.02)
長谷見 洋 (注) 7	埼玉県蕨市	500 (500)	0.02 (0.02)
中村 真司 (注) 7	東京都江東区	400 (400)	0.02 (0.02)
根岸 謙 (注) 7	東京都江東区	400 (400)	0.02 (0.02)
我喜屋 建志 (注) 7	東京都大田区	400 (400)	0.02 (0.02)
荒木 久 (注) 7	千葉県船橋市	400 (400)	0.02 (0.02)
小林 悠 (注) 7	東京都文京区	300 (300)	0.01 (0.01)
小峰 祥吾 (注) 7	東京都杉並区	300 (300)	0.01 (0.01)
久保田 千帆 (注) 7	東京都多摩市	300 (300)	0.01 (0.01)
和泉 麻菜 (注) 7	東京都北区	300 (300)	0.01 (0.01)
白田 雅之 (注) 7	沖縄県宜野湾市	300 (300)	0.01 (0.01)
本多 剛士 (注) 7	神奈川県川崎市中原区	300 (300)	0.01 (0.01)
服部 宏祐 (注) 7	東京都日野市	300 (300)	0.01 (0.01)
川端 英揮 (注) 7	神奈川県鎌倉市	300 (300)	0.01 (0.01)
佐々木 友洋 (注) 7	東京都板橋区	200 (200)	0.01 (0.01)
関口 萌 (注) 7	東京都板橋区	200 (200)	0.01 (0.01)
三宅 充啓 (注) 7	東京都練馬区	200 (200)	0.01 (0.01)
櫻庭 祥平 (注) 7	東京都江東区	200 (200)	0.01 (0.01)
渡辺 康博 (注) 7	東京都杉並区	200 (200)	0.01 (0.01)
森 英明 (注) 7	神奈川県相模原市緑区	100 (100)	0.00 (0.00)
岡本 祐一朗 (注) 7	神奈川県川崎市多摩区	100 (100)	0.00 (0.00)
土屋 海 (注) 7	東京都新宿区	100 (100)	0.00 (0.00)
中村 とも枝 (注) 7	東京都練馬区	100 (100)	0.00 (0.00)
堀井 友貴 (注) 7	東京都豊島区	100 (100)	0.00 (0.00)
村谷 鴻太朗 (注) 7	東京都千代田区	100 (100)	0.00 (0.00)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対する所有株式数の割合(%)
小笹 瑞季 (注) 7	東京都武藏野市	100 (100)	0.00 (0.00)
山下 瑞葉 (注) 7	東京都三鷹市	100 (100)	0.00 (0.00)
駒村 直明 (注) 7	東京都文京区	100 (100)	0.00 (0.00)
岩永 大祐 (注) 7	埼玉県川口市	100 (100)	0.00 (0.00)
高木 亮 (注) 7	千葉県佐倉市	100 (100)	0.00 (0.00)
計	—	2,571,900 (325,900)	100.00 (12.67)

- (注) 1. 特別利害関係者等(大株主上位10名)
 2. 特別利害関係者等(当社代表取締役)
 3. 特別利害関係者等(当社取締役)
 4. 特別利害関係者等(当社監査役)
 5. 特別利害関係者等(当社代表取締役の二親等内の血族)
 6. 特別利害関係者等(役員等により総株主等の議決権の過半数を所有されている会社)
 7. 当社従業員
 8. 特別利害関係者等(当社取締役の二親等内の血族)
 9. ()内は、新株予約権による潜在株式数及びその割合であり、内数であります。
 10. 株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

独立監査人の監査報告書

平成29年10月17日

サインポスト株式会社

取締役会 御中

有限責任 あづさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 坂井知倫 

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 伊藤俊哉 

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2 第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているサインポスト株式会社の平成27年3月1日から平成28年2月29日までの第9期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、サインポスト株式会社の平成28年2月29日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券届出書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成29年10月17日

サインポスト株式会社

取締役会 御中

有限責任 あづさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 篠 崎 和 博 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 伊 藤 俊 哉 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 坂 井 知 倫 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているサインポスト株式会社の平成28年3月1日から平成29年2月28日までの第10期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、サインポスト株式会社の平成29年2月28日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券届出書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成29年10月17日

サインポスト株式会社

取締役会 御中

有限責任 あづさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 篠 崎 和 博 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 伊 藤 俊 咎 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 坂 井 知 倫 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているサインポスト株式会社の平成29年3月1日から平成30年2月28日までの第11期事業年度の第2四半期会計期間（平成29年6月1日から平成29年8月31日まで）及び第2四半期累計期間（平成29年3月1日から平成29年8月31日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書、四半期キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手段その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、サインポスト株式会社の平成29年8月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券届出書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。

